

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

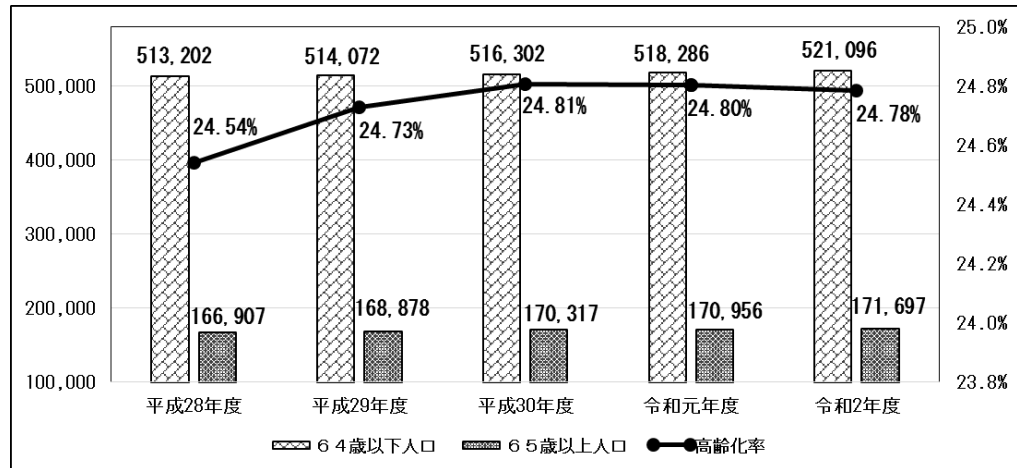
<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和元年度介護保険事業の実績について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>第8期介護保険事業計画の策定に向け、令和元年度介護保険事業の実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ 詳細は別添、情報連絡事項1-1「あだちの介護保険（令和元年度実績）」を参照</p> <p>※ （ ）内の数値は前年度の数値</p> <p>1 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）</p> <p>（1）65歳以上の被保険者数 171,595人（170,998人） 前年比597人増、0.4%増</p> <p>（2）介護保険料収納率 98.3%（98.0%） 前年比0.3ポイント増</p> <p>2 要介護・要支援認定者数 36,913人（35,199人） 前年比1,714人増、4.9%増</p> <p>3 保険給付状況</p> <p>（1）介護サービス受給者数（5月月報による確定値） 28,954人（28,323人） 前年比631人増、2.2%増</p> <p>（2）保険給付費 53,553,194千円（51,057,227千円） 前年比2,495,967千円増、4.9%増</p>

《参 考》

【総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】（各年4月1日現在）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	680,109	682,950	686,619	689,242	692,793



※ 令和2年4月1日時点で、足立区における高齢化率は24.78%であり、前年度よりやや下がっているものの、23区では1番目に高い状況である。

令和2年度

あたちの介護保険

《令和元年度実績》



足立区

目 次

1-1	介護保険 主要項目の年度別推移	1
	●高齢者数と高齢化率の推移	
	●人口の推移	
	●要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の推移	
	●保険給付費と介護保険料基準月額の推移	
	●居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移	
	●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移	
1-2	23区と比較	4
	●各区の第1号被保険者数および高齢化率	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、認定率の状況	
	●各区の要介護（要支援）認定者数、受給者数、受給率の状況	
2	令和元年度介護保険特別会計決算状況	6
	(1) 介護保険特別会計	(2) 一般会計(介護保険課分)
3	第1号被保険者および保険料賦課収納の状況	9
	(1) 人口と第1号被保険者数	(2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳
	(3) 所得段階別第1号被保険者数	(4) 所得段階別年間保険料額
	(5) 保険料減免	(6) 軽減該当者
	(7) 徴収方法別保険料賦課収納状況	(8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額
	(9) 境界層該当による保険料段階変更者数	(10) 保険料口座振替申込状況
4	要介護・要支援認定の状況	13
	(1) 要介護・要支援認定申請状況	(2) 要介護・要支援認定者数

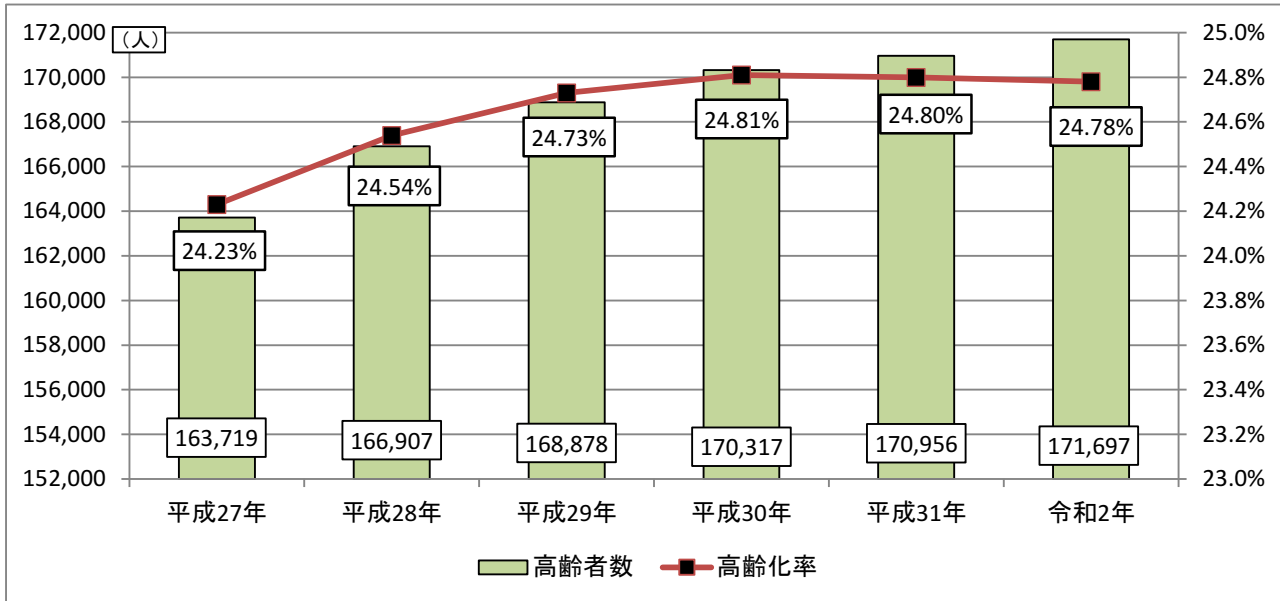
(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数	(4) 要介護・要支援認定件数	
(5) 一次判定と二次判定の相関表	(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数	
(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数		
5 保険給付の状況		17
(1) 介護サービス別保険給付費	(2) 介護サービス受給者数の推移	
(3) 要介護度別居宅サービス利用状況	(4) 要介護度別介護予防サービス利用状況	
(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況	(6) 要介護度別施設サービス利用状況	
(7) 高額介護（介護予防）サービス費		
(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費		
(9) 利用者負担額減額状況		
6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化		23
(1) 介護サービス事業所数	(2) 老人福祉施設等新規一覧	
(3) 足立区介護保険事業者連絡会	(4) 審査請求	
(5) 事業者への実地指導結果	(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括 支援センターの相談状況	
(7) 事故発生件数	(8) 介護給付適正化実施状況	
7 地域支援事業		27
(1) 介護予防事業・日常生活支援総合事業	(2) 包括的支援事業	
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分事業）	(4) 任意事業	
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成		
8 その他の事業		33
(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業	(2) 認知症介護実践者研修等	
(3) 広報活動等		

(参考資料)

資料 1	令和元年度の組織および分掌事務	36
資料 2	足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会	37
	(1) 令和元年度開催状況	
	(2) 委員名簿	
資料 3	足立区介護保険制度のあゆみ	43
資料 4	制度発足以来の推移	58

1-1 介護保険 主要項目の年度別推移

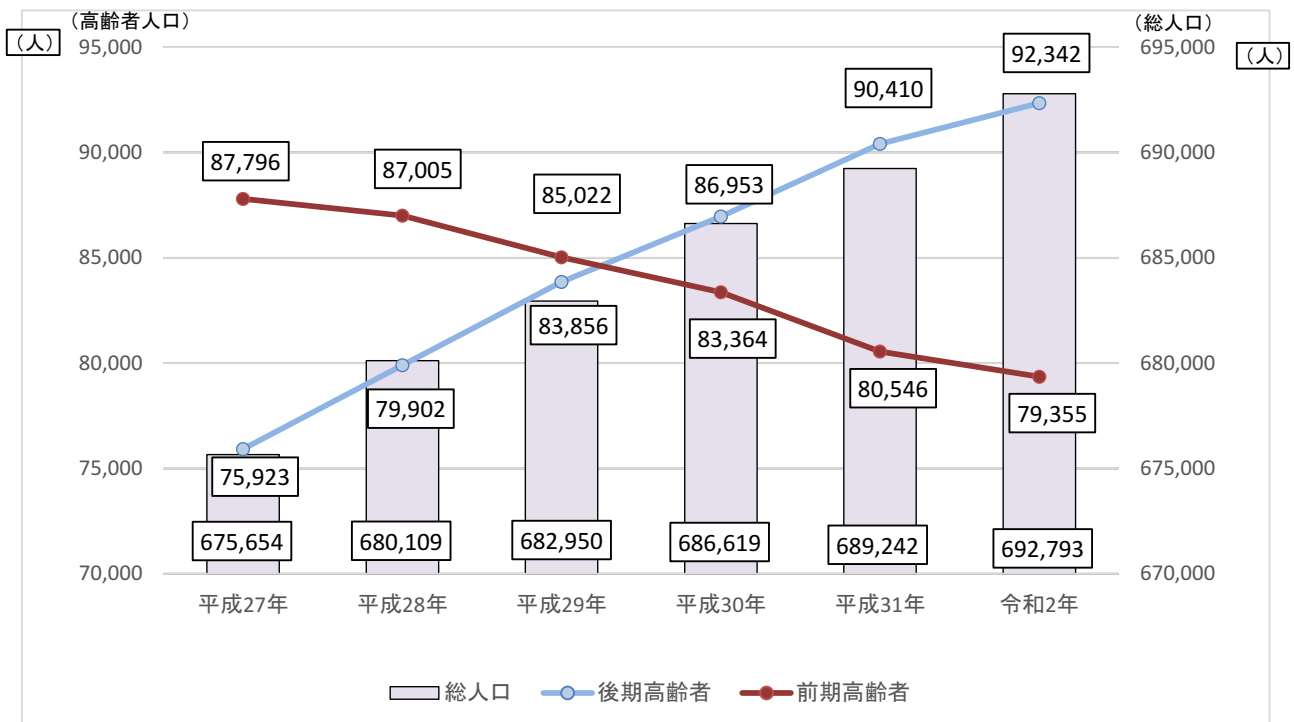
●高齢者数と高齢化率の推移(各年4月1日現在)



令和2年の高齢者数は171,697人で、高齢化率は24.78%となっている。平成27年から平成30年まで高齢者数、高齢化率ともに増加を続けていた。しかし、平成31年から令和2年までは、高齢者数は増加しているものの、高齢化率は減少している。

※高齢化率とは、足立区の総人口に占める65歳以上人口の割合。

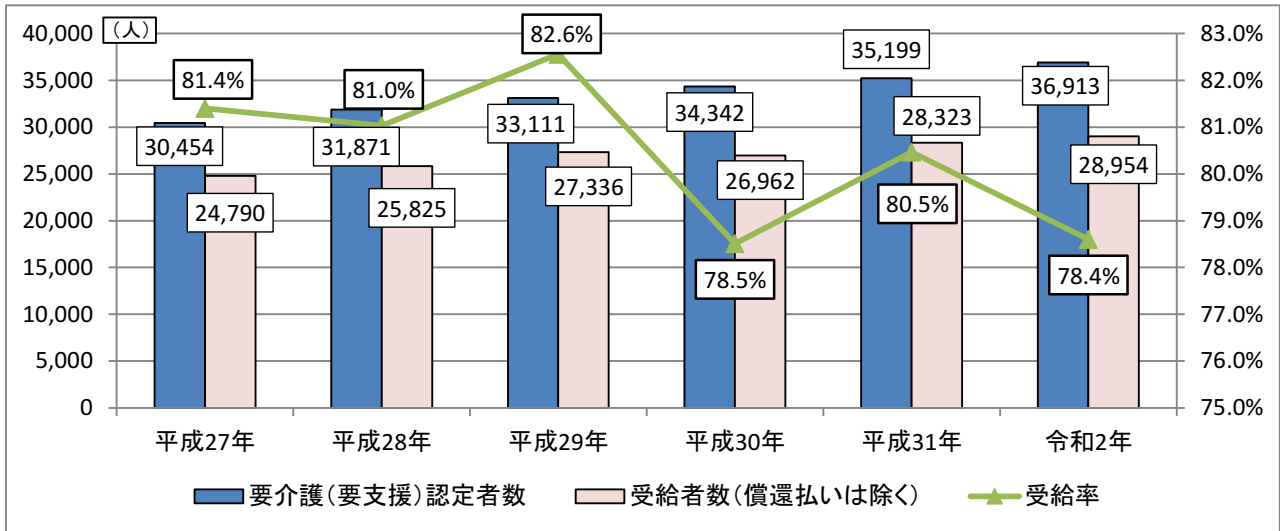
●人口の推移(各年4月1日現在)



令和2年の後期高齢者数は92,342人で、前期高齢者数は79,355人となっている。平成30年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、増加を続けている。

【1-1 介護保険 主要項目の年度別推移】

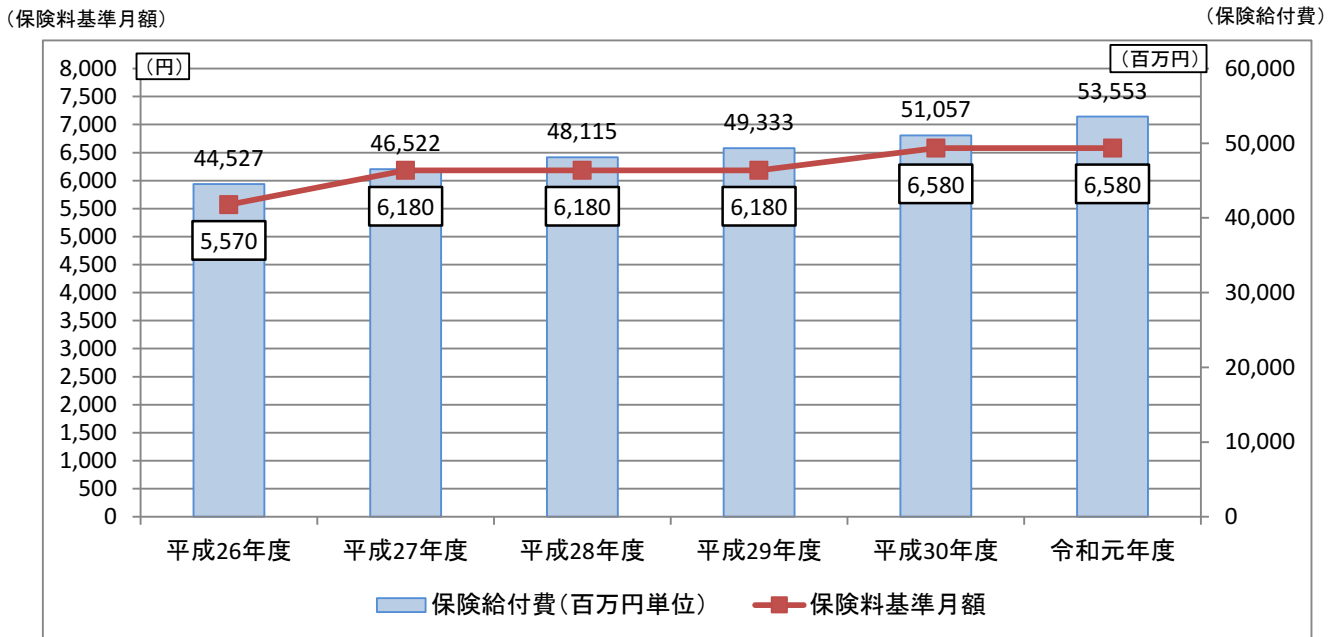
●要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の推移(各年4月1日現在)



令和2年の要介護(要支援)認定者数は36,913人、そのうち介護サービス受給者数(令和2年5月月報:令和2年3月サービス分)は28,954人で、受給率は78.4%となっている。平成27年以降、認定者数は増加を続けているが、受給者数及び受給率については、平成28年10月から介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行となったことから一時減少した。平成31年からは、受給者数は増加し、受給率は低下している。

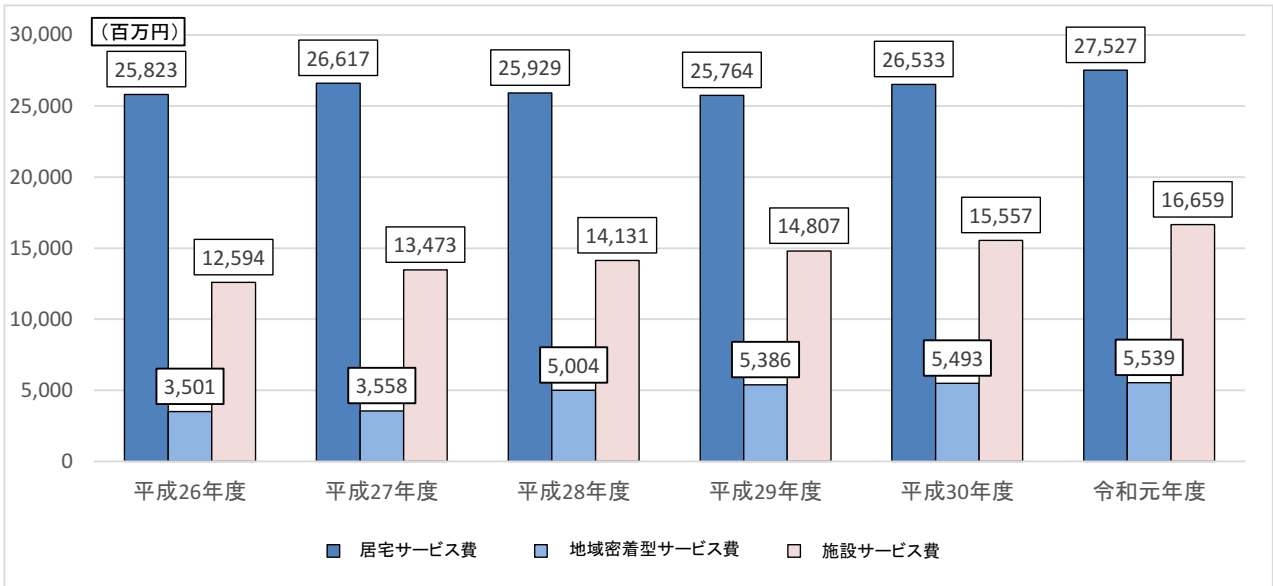
※受給率とは、足立区の要介護(要支援)認定者数に占める介護サービス受給者数の割合。

●保険給付費と介護保険料基準月額推移



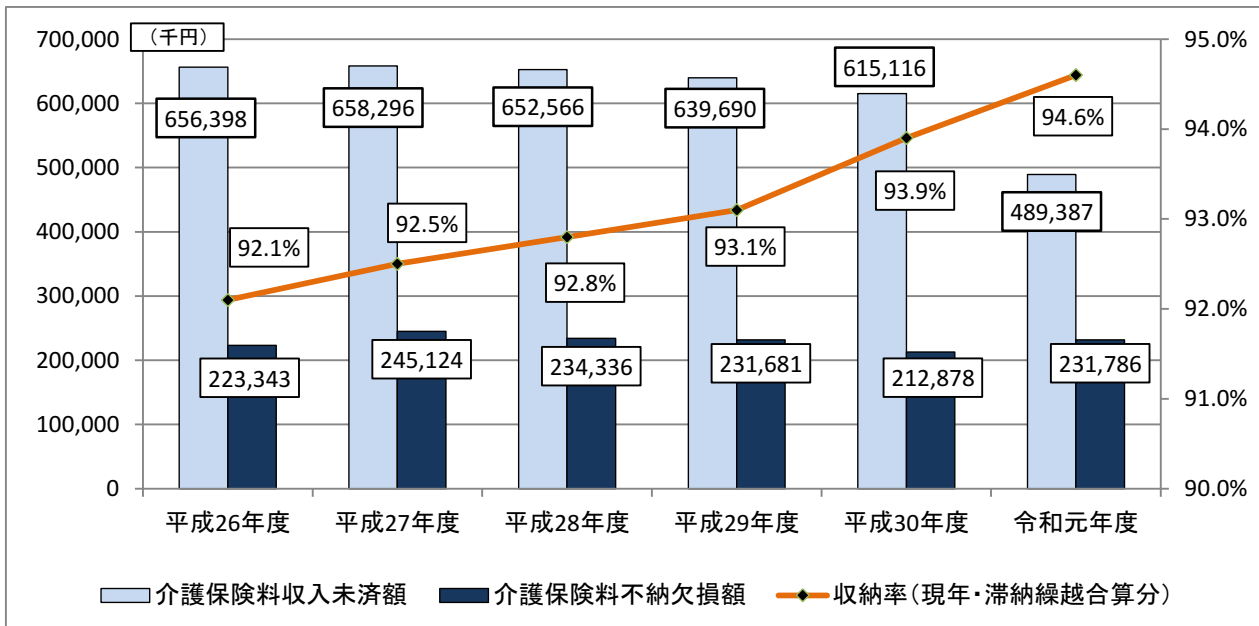
令和元年度保険給付費は約536億円で、平成26年度の約1.2倍となっている。この間、介護保険料基準額(月額)は、平成24年度から3年間は5,570円、平成27年度から3年間は6,180円、平成30年度から6,580円となっている。

●居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の推移



令和元年度居宅サービス費は約27.5億円で、平成26年度の約1.07倍となっている。また、地域密着型サービス費は約5.5億円で、平成26年度の約1.6倍、施設サービス費は約16.7億円で、平成26年度の約1.3倍となっている。

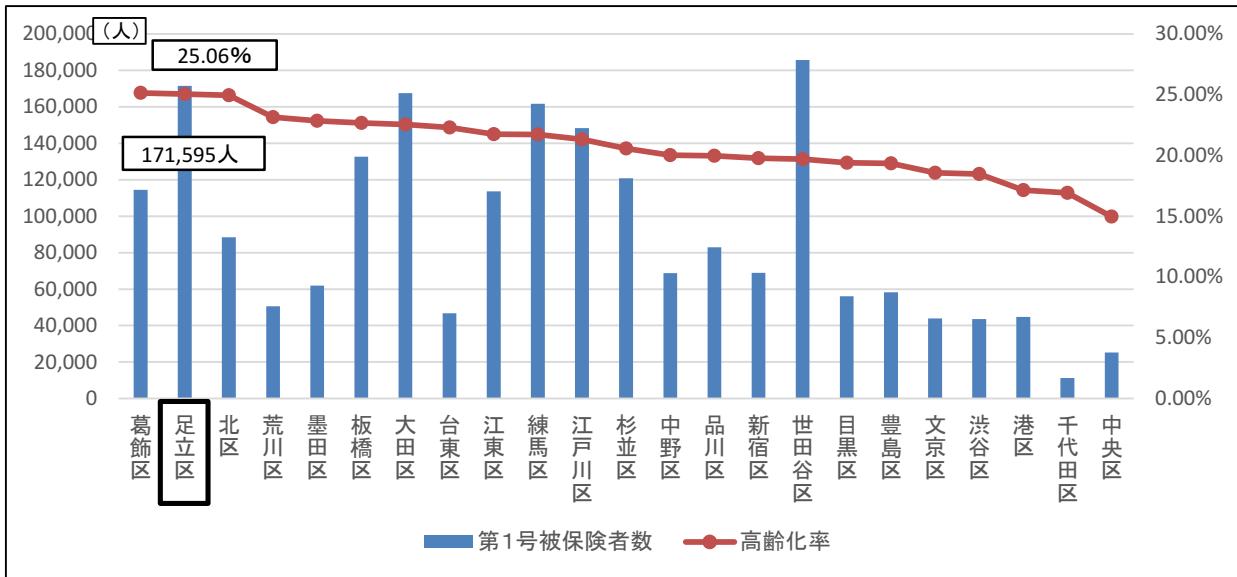
●第1号被保険者の介護保険料の収納状況推移



令和元年度介護保険料収入未済額は約4億8千9百万円、介護保険料不納欠損額は約2億3千2百万円、収納率は94.6%となっている。収納率は平成26年度以降上昇を続けている。

1-2 23区の比較

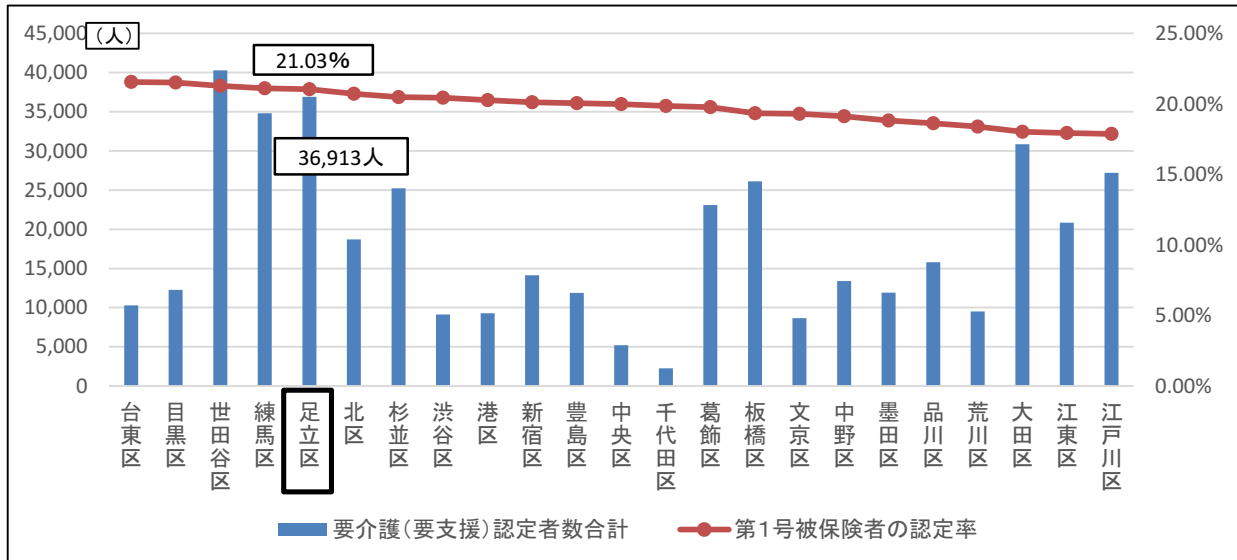
●各区の第1号被保険者数および高齢化率(令和2年4月1日現在)



第1号被保険者数および高齢化率の23区比較において、足立区の第1号被保険者数は171,595人で23区中2位、高齢化率は25.06%で、23区中2位（高齢者人口による高齢化率（1ページ）では1位）となっている（令和2年4月1日現在）。

※ここでの高齢化率は、第1号被保険者数による高齢化率であり、「第1号被保険者数÷東京都の人口（推計）による各月の23区の人口」により算出している。

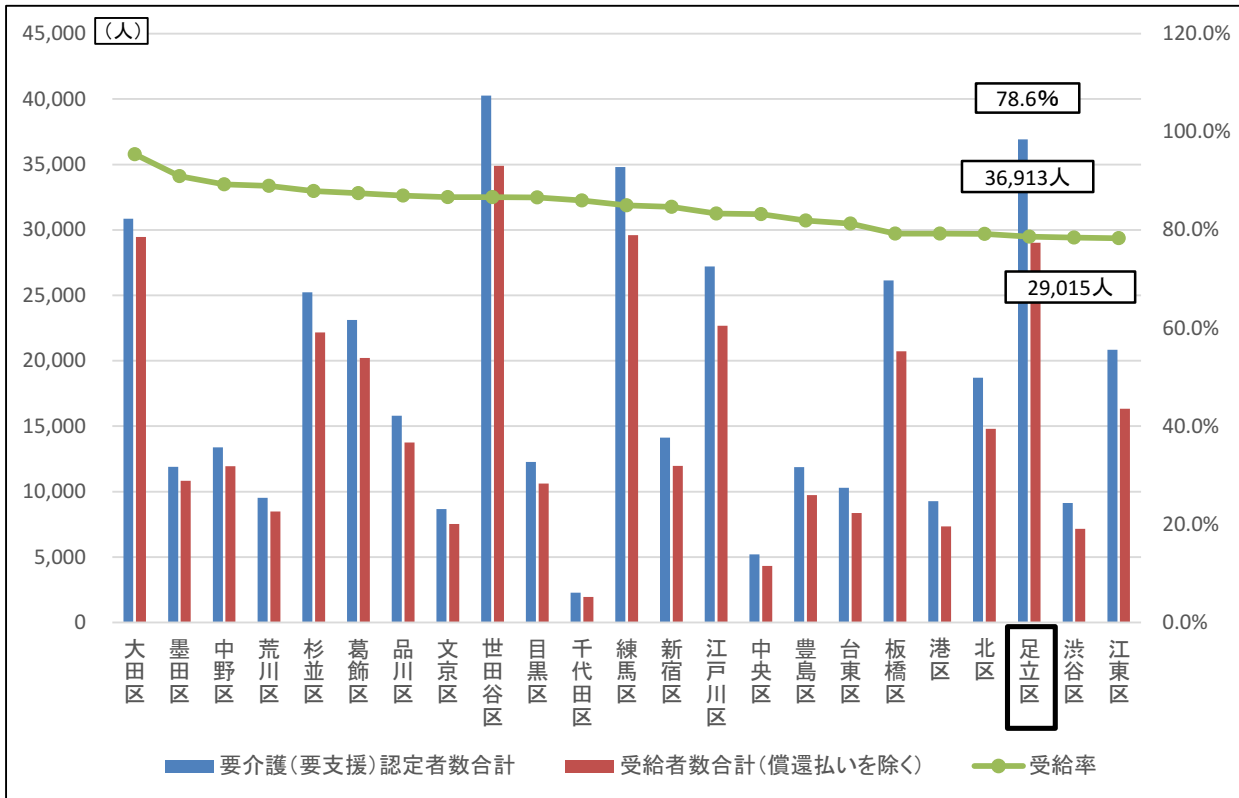
●各区の要介護(要支援)認定者数、認定率の状況(令和2年4月1日現在)



要介護（要支援）認定者数および認定率の23区比較において、足立区の認定者数は36,913人で、23区中2位、認定率は21.03%で、23区中5位となっている。

※認定率とは、第1号被保険者数に占める認定者数の割合。一般に介護予防効果を表す指標のひとつとされている。

●各区の要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の状況



※介護保険事業状況報告より

要介護(要支援)認定者数(令和2年4月1日現在)
受給者数(令和2年1月サービス分)

要介護(要支援)認定者数、受給者数、受給率の23区比較において、足立区の認定者数は36,913人で、23区中2位、受給者数(令和2年3月月報:令和2年1月サービス分)は29,015人で、23区中4位、受給率は78.6%で23区中21位となっている。

2 令和元年度介護保険特別会計決算状況

(1) 介護保険特別会計

令和元年度の介護保険特別会計の歳入総額は、約598億6千2百万円となった。

一方、歳出では、保険給付費関係が歳出全体の約92.2%を占めており、給与費、一般事務費などの総務費、給付準備基金への積立金、地域支援事業費、諸支出金を含め、歳出総額は、約581億7百万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	構成比
歳 入	介護保険料	11,828,536	11,993,494	20.0%
	使用料及び手数料	1	0	0.0%
	国庫支出金	14,394,429	13,609,531	22.7%
	都支出金	8,754,139	7,975,401	13.3%
	支払基金交付金	16,044,083	14,866,788	24.9%
	財産収入	4,350	4,348	0.0%
	繰入金	10,453,941	10,453,941	17.5%
	繰越金	890,004	890,004	1.5%
	諸収入	45,182	68,030	0.1%
	歳入合計	62,414,665	59,861,537	100%
歳 出	総務費	1,225,040	1,128,511	1.9%
	保険給付費	57,500,933	53,553,194	92.2%
	基金積立金	632,597	632,593	1.1%
	地域支援事業費	2,568,756	2,310,944	4.0%
	諸支出金	487,339	482,070	0.8%
	歳出合計	62,414,665	58,107,312	100%
差引次年度繰越金		*****	1,754,225	*****

(ア) 基金の残高

①給付準備基金

令和元年度末現在残高 3,624,002,144 円

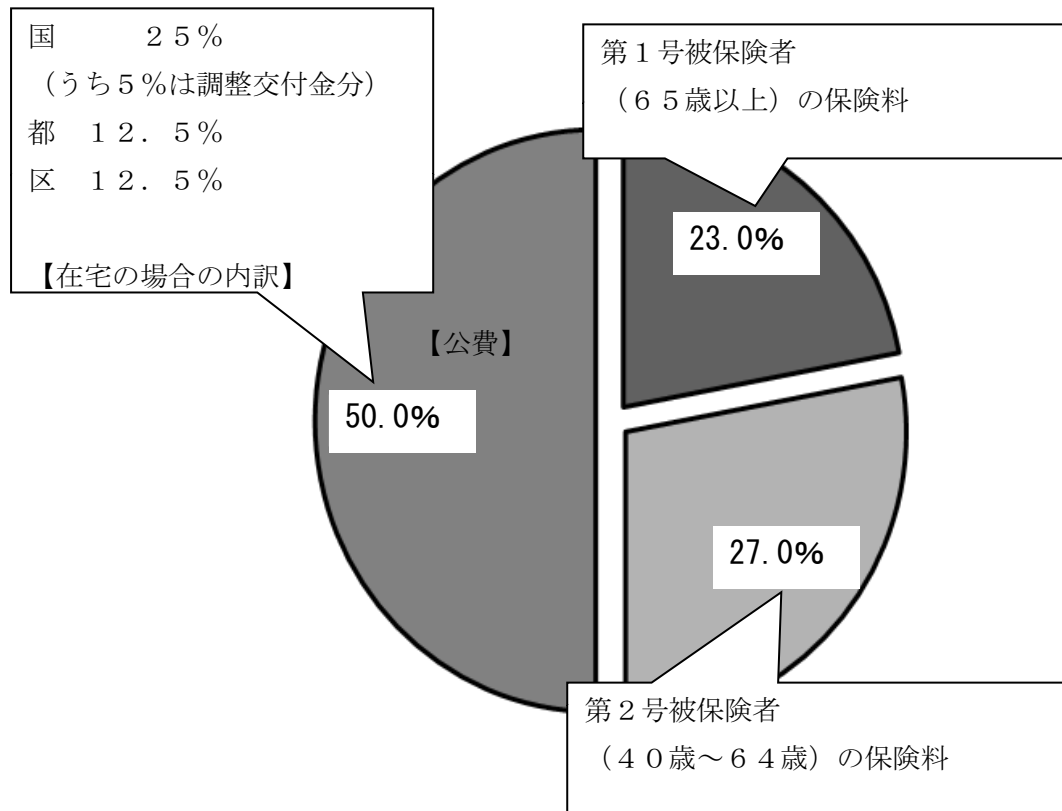
(イ) 保険給付費の財源割合（在宅の場合）

保険給付費の財源割合は全国標準では半分が保険料、半分が公費で構成されている。ただし、国の負担分（調整交付金分）の5%については、全国の区市町村で調整され、令和元年度の足立区の財源割合は以下のとおりである。

(足立区の令和元年度保険給付費の財源割合)

65歳以上の人の保険料（22.6%） 40歳～64歳の人の保険料（27%）
 足立区の負担金（12.5%） 東京都の負担金（12.5%） 国の負担金（20%）
 国の調整交付金（5.4%）

(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）



【2 令和元年度介護保険特別会計決算状況】

(2) 一般会計（介護保険課分）

令和元年度の一般会計の歳入総額は、国庫支出金、都支出金、繰入金、諸収入で約8億5千3百万円となった。

歳出は、介護保険特別会計の保険給付費法定負担分(12.5%)、地域支援事業費法定負担分(介護予防事業 12.5%、包括的支援・任意事業 19.25%)、事務関係費を一般会計から繰出す繰出金が約9.3億円。そして、特別養護老人ホーム等の整備助成事業や介護従事者永年勤続褒賞事業、生計困難者に対する利用者負担額軽減に対する助成などの民生費が約2億3百万円、歳出総額は、約9.5億4百万円となった。

【款別決算内訳】

科 目		予算現額（千円）	決算額（千円）	構成比
歳入	国庫支出金	258,346	260,557	30.5%
	都支出金	155,000	156,916	18.4%
	繰入金	418,391	418,391	49.0%
	諸収入	11,965	17,594	2.1%
	歳入合計	843,702	853,458	100%
歳出	諸支出金	9,300,947	9,300,947	97.9%
	民生費	204,246	202,651	2.1%
	歳出合計	9,505,193	9,503,598	100%

3 第1号被保険者および保険料賦課収納の状況

(1) 人口と第1号被保険者数

区 分	令和元年度 人 数	平成30年度 人 数	増 減
区 人 口	692,793	689,242	3,551
第1号被保険者数	171,595	170,998	597
65～74歳	79,278	80,499	▲1,221
75歳以上	92,317	90,499	1,818
住所地特例者(再掲)	989	945	44
外国人数(再掲)	2,355	2,187	168

令和2年3月31日現在

注)「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

(2) 第1号被保険者異動事由別増減者数内訳(令和元年度中)

増	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	1,404	191	6,693	0	319	8,607
減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	1,536	41	6,241	2	190	8,010

(3) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
令和元年度人数	40,997	13,931	13,571	20,786	16,017	20,829	20,063
令和元年度割合	23.9%	8.1%	7.9%	12.1%	9.3%	12.1%	11.7%
平成30年度人数	41,118	13,434	13,273	21,532	16,055	20,638	19,930
平成30年度割合	24.0%	7.9%	7.8%	12.6%	9.4%	12.1%	11.6%

所得段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	合 計
令和元年度人数	11,589	5,227	3,838	1,456	1,282	840	1,169	171,595
令和元年度割合	6.8%	3.1%	2.2%	0.9%	0.7%	0.5%	0.7%	100%
平成30年度人数	11,363	5,169	3,754	1,454	1,334	847	1,097	170,998
平成30年度割合	6.6%	3.0%	2.2%	0.9%	0.8%	0.5%	0.6%	100%

令和2年3月31日現在

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

(4) 所得段階別年間保険料額（令和元年度）

段 階	対 象 者	月額保険料額	年間保険料額
第14段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,800万円以上の方	17,770円	213,240円
第13段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満の方	15,140円	181,680円
第12段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の方	13,160円	157,920円
第11段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	11,850円	142,200円
第10段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	9,810円	117,720円
第9段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	9,550円	114,600円
第8段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	9,220円	110,640円
第7段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,970円	95,640円
第6段階	本人が住民税課税者で本人の合計所得金額が120万円未満の方	7,110円	85,320円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）	6,580円	78,960円
第4段階	本人が住民税非課税の方（世帯に住民税課税者がいる場合）で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,730円	68,760円
第3段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税の方	4,780円	57,360円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	4,280円	51,360円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円
第2段階 A階層	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて120万円以下の方	3,790円	45,480円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	2,970円	35,640円
C階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円
第1段階 A階層	① 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ② 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	2,470円	29,640円
B階層	*基準に該当し申請により軽減	1,980円	23,760円

*第3段階・第2段階・第1段階の軽減の基準

- ①住民税非課税世帯 ②住民税課税者に扶養されていない（税法上の扶養家族になっていない）
 ③介護保険料を滞納していない ④生活保護を受給していない
 ①～④を満たし、前年の世帯全員の収入額合計および預貯金額合計が次表の金額以下であること。

*第1段階の軽減の基準

老齢福祉年金受給者で、世帯の預貯金額合計が80万円以下であり、介護保険料を滞納していない。

→ 第1段階B階層（年間保険料23,760円）に減額。ただし、生活保護受給者は除く。

世帯の人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯		
収入額の合計（カッコ内は預貯金額合計）	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第3段階B階層 （年間保険料51,360円に減額）
	150万円以下 （預貯金額350万円以下）	200万円以下 （預貯金額400万円以下）	250万円以下 （預貯金額450万円以下）	→	第2段階B階層 （年間保険料35,640円に減額）
	80万円以下 （預貯金額80万円以下）	130万円以下 （預貯金額130万円以下）	180万円以下 （預貯金額180万円以下）	→	第3段階C階層 第2段階C階層 第1段階B階層 （年間保険料23,760円に減額）

世帯員が4人以上の場合、世帯員が1人増えるごとに収入額、預貯金額ともに上の表に50万円を加算した額以下であること。

（5）保険料減免

令和元年度減免件数	令和元年度減免額（円）	減免理由	平成30年度減免件数	平成30年度減免額（円）
16	670,430	失業・家屋の火災等	18	741,390

令和2年3月31日現在

（6）軽減該当者

階層	令和元年度該当者数	平成30年度該当者数	増減
第1段階B階層	325	361	▲36
第2段階B階層	218	204	14
第2段階C階層	9	7	2
第3段階B階層	128	135	▲7
第3段階C階層	0	0	0
	680	707	▲27

令和2年3月31日現在

（7）徴収方法別保険料賦課収納状況

	人数	比率	A賦課（調定）額（円）	B収納額（円）	B/A収納率	平成30年度収納率
特別徴収	142,156	82.8%	10,396,840,580	10,422,098,030	100.2%	100.2%
普通徴収	29,439	17.2%	1,672,636,170	1,445,260,000	86.4%	84.7%
計	171,595	100.0%	12,069,476,750	11,867,358,030	98.3%	98.0%
滞納繰越	—	—	614,689,270	126,135,994	20.5%	13.8%

注1）賦課額・収納額は令和2年5月末日（出納閉鎖時）現在

注2）収納額は還付未済額を含む

注3）滞納繰越分は普通徴収のみ

【3 第1号被保険者および保険料賦課収納状況】

(8) 介護保険料滞納による差押え件数および金額

	令和元年度	平成30年度	増減
件数	200	68	132
金額(円)	27,753,571	9,373,369	18,380,202

注) 差押え金額は滞納額

(9) 境界層該当による保険料段階変更者数

変更前段階	変更後段階	令和元年度 該当者数	平成30年度 該当者数
第14段階	—	0	0
第13段階	—	0	0
第12段階	—	0	0
第11段階	—	0	0
第10段階	—	0	0
第9段階	—	0	0
第8段階	—	0	0
第7段階	第1段階	2	2
第6段階	第4段階	1	1
第6段階	第1段階	1	3
第5段階	—	0	0
第4段階	第1段階	2	5
第3段階	第2段階	0	1
第3段階	第1段階	2	5
第2段階	第1段階	4	5
計		12	22

令和2年3月31日現在

注) 境界層該当とは、要保護者であって、本来適用すべき基準額(保険料額)よりも負担の低い基準額(保険料額)を適用すれば、生活保護を必要としない状態となる者について、より低い保険料額を適用することをいう。

(10) 保険料口座振替申込状況

口座振替登録者数	(令和元年度)5,129	(平成30年度)4,865	(増減)264
口座振替利用率	(令和元年度)25.8%	(平成30年度)26.6%	(増減)▲0.8%

令和2年3月31日現在

注) 生活保護受給者を除く

4 要介護・要支援認定の状況

(1) 要介護・要支援認定申請状況

令和元年度の要介護・要支援認定申請件数は 28,934 件あった。その主な内訳は、新規申請が 8,731 件(30.2%)、更新申請が 15,451 件(53.4%)となっている。

申請月	要介護・要支援認定申請件数				申請取下・ 取消件数	平成 30 年度 合計
	新規申請	更新申請	その他	合計		
4 月	807	1,342	414	2,563	95	2,831
5 月	685	1,130	350	2,165	60	2,865
6 月	730	1,373	346	2,449	78	2,962
7 月	796	1,259	431	2,486	92	2,808
8 月	773	1,278	413	2,464	84	2,824
9 月	747	1,273	395	2,415	85	2,636
10 月	724	1,174	377	2,275	88	2,847
11 月	670	1,071	406	2,147	84	2,659
12 月	689	1,503	415	2,607	109	2,927
1 月	704	1,448	386	2,538	94	3,084
2 月	690	1,308	398	2,396	93	2,996
3 月	716	1,292	421	2,429	116	3,118
合計	8,731	15,451	4,752	28,934	1,078	34,557
割合	30.2%	53.4%	16.4%	100%		

注 1) 「その他」の 4,752 件の内訳は、転入申請および区分変更申請である。

注 2) 申請取下・取消件数とは、認定申請があったもののうち取下・取消となった件数である。

(2) 要介護・要支援認定者数

令和 2 年 3 月 31 日現在、要介護・要支援認定を受けている人数は 36,913 人で、「要介護 2」が最も多く 19.6%を占め、次いで「要介護 3」が 14.2%となっている。

	第 1 号被保険者数		第 2 号 被保険者数 (40~64 才)	令和 元年度 合計	令和 元年度 比率%	平成 30 年度	
	前期高齢者 (65~74 才)	後期高齢者 (75 才以上)				認定者数	比率
要支援 1	806	4,226	66	5,098	13.8%	4,593	13.0%
要支援 2	757	4,206	115	5,078	13.7%	4,750	13.5%
要介護 1	598	4,504	73	5,175	14.0%	5,031	14.3%
要介護 2	948	6,076	202	7,226	19.6%	7,074	20.1%
要介護 3	635	4,472	127	5,234	14.2%	4,995	14.2%
要介護 4	550	4,278	110	4,938	13.4%	4,686	13.3%
要介護 5	487	3,552	125	4,164	11.3%	4,070	11.6%
合計	4,781	31,314	818	36,913		35,199	
割合	13.0%	84.8%	2.2%		100%		100%

令和 2 年 3 月 31 日現在

【4 要介護・要支援認定の状況】

(3) 特定疾病該当の第2号被保険者数

第2号被保険者は特定疾病（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定められた16の疾病・疾患群）により要介護・要支援状態となった場合に限り、要介護・要支援認定者として認定される。令和2年3月31日までに申請があつて認定された第2号被保険者の人数は883人であつた。認定に至った特定疾病では、脳血管疾患によるものが最も多く、全体の60.4%を占めている。

特定疾病名	人数	令和元年度比率	平成30年度比率	特定疾病	人数	令和元年度比率	平成30年度比率
脳血管疾患	533	60.4%	60.0%	脊柱管狭窄症	20	2.3%	2.1%
関節リウマチ	25	2.8%	2.8%	閉塞性動脈硬化症	3	0.3%	0.2%
初老期における認知症	60	6.8%	6.6%	後縦靭帯骨化症	19	2.2%	2.7%
糖尿病性神経障害等	60	6.8%	5.9%	慢性閉塞性肺疾患	2	0.2%	0.4%
両側膝関節変形症	30	3.4%	3.3%	筋萎縮性側索硬化症	12	1.4%	1.4%
パーキンソン病関連疾患	29	3.3%	3.4%	多系統萎縮症	11	1.2%	1.4%
脊髄小脳変性症	25	2.8%	3.2%	早老症	0	0.0%	0.1%
骨折を伴う骨粗鬆症	9	1.0%	0.9%	末期がん	45	5.1%	5.3%
合 計					883	100%	100%

(4) 要介護・要支援認定件数

認定月	認 定								非該当	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計				
4月	457	473	423	534	354	394	356	2,991	66	3,057	2,886	171
5月	363	254	328	434	330	323	354	2,386	48	2,434	2,745	▲311
6月	386	264	369	416	302	335	350	2,422	82	2,504	3,072	▲568
7月	339	240	378	448	356	359	346	2,466	57	2,523	2,912	▲389
8月	357	231	361	485	347	342	415	2,538	44	2,582	2,965	▲383
9月	278	194	328	399	298	298	268	2,063	42	2,105	2,654	▲549
10月	279	191	295	371	280	332	332	2,080	40	2,120	2,566	▲446
11月	284	275	375	455	387	356	385	2,517	59	2,576	2,899	▲323
12月	283	227	311	407	296	313	307	2,144	48	2,192	2,493	▲301
1月	213	173	261	342	272	282	272	1,815	30	1,845	2,188	▲343
2月	366	227	368	525	366	437	394	2,683	47	2,730	2,800	▲70
3月	269	236	331	438	349	361	319	2,303	50	2,353	3,048	▲695
合計	3,874	2,985	4,128	5,254	3,937	4,132	4,098	28,408	613	29,021	33,228	▲4,207
割合	13.3%	10.3%	14.2%	18.1%	13.6%	14.2%	14.1%	97.9%	2.1%	100%		

注) 介護認定審査会を経ない認定分（転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ）を含む。

(5) 一次判定と二次判定の相関表

要介護・要支援認定は、認定調査結果と主治医意見書の一部を使ってコンピュータによる判定（一次判定）を最初に行う。次にその一次判定結果を基に、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容等をふまえて、介護認定審査会（合議体）が総合的に判断（二次判定）する。令和元年度の認定審査では、一次判定と二次判定の結果が同じものが80.2%であった。また一次判定と二次判定の結果が異なったもののうち、二次判定が一次判定より重くなったものが17.1%、二次判定が一次判定より軽くなったものは2.7%であった。

		二次判定（認定要介護状態区分）							合計	比率	
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4			要介護5
一 次 判 定	非該当	611	714	11	33					1,369	4.8%
	要支援1	2	3,126	186	310	3	1			3,628	12.6%
	要支援2			1,984	589	44				2,617	9.1%
	要介護1			763	3,121	785	11			4,680	16.3%
	要介護2				3	4,359	769	3		5,134	17.9%
	要介護3					1	3,107	780		3,888	13.5%
	要介護4						5	3,302	656	3,963	13.8%
	要介護5							14	3,403	3,417	11.9%
合 計		613	3,840	2,944	4,056	5,192	3,893	4,099	4,059	28,696	
割 合		2.1%	13.4%	10.3%	14.1%	18.1%	13.6%	14.3%	14.1%		100%

注）転入前区市町村で認定されていた転入者、生活保護からの引継ぎ、特定疾病に該当しないため却下となった件数は含まない。

		件 数	令和元年度比率	平成30年度比率
二次判定が	一次判定より重い	4,895	17.1%	15.9%
	一次判定と同じ	23,013	80.2%	80.5%
	一次判定より軽い	788	2.7%	3.6%
合 計		28,696	100%	100%

(6) 要介護・要支援認定者の資格喪失者数

要介護・要支援認定を受けている者が、その認定有効期間内に足立区の被保険者としての資格を喪失した事由は、死亡による場合が最も多く92.5%を占めている。

	転 出	死 亡	その他	令和元年度 合計	平成30年度 合計	増 減
件 数	335	5,097	76	5,508	5,517	▲9
割 合	6.1%	92.5%	1.4%	100%		

注）表中の「その他」は、医療保険脱退、住所地特例適用解除、介護保険適用除外施設入所、出国、職権による喪失である。ただし、職権による喪失のうち、病状悪化等により更新申請を取り消し、変更申請に切替えたものを除く。

(7) 認定審査会開催状況・訪問調査件数

医療・保健・福祉の学識経験者5人程度で構成される合議体で、要介護・要支援認定の審査・判定が行われている。平成31年4月1日に委嘱された任期2年の審査委員で34の合議体を構成し、認定審査会（合議体）を合計745回開催した。

① 認定審査会委員数（分野別）

令和2年3月31日現在

分野 / 職種	人数
◇ 医療	36
医師	15
歯科医師	9
薬剤師	12
◇ 保健	51
看護師・准看護師	22
保健師	4
理学療養士	11
作業療法士	5
栄養士	2
柔道整復師	7
◇ 福祉	88
社会福祉士	34
精神保健福祉士	1
介護福祉士	41
介護支援専門員	8
生活相談員	2
社会福祉団体関係者	2
合 計	175

② 認定審査会（合議体）実績

令和元年度

開催月	開催数	判定件数	平均件数	平成30年度	
				開催数	平均件数
4月	66	3,031	46	64	45
5月	51	2,409	47	59	46
6月	64	2,475	39	64	48
7月	64	2,492	39	64	45
8月	66	2,558	39	68	43
9月	62	2,081	34	62	43
10月	62	2,096	34	64	40
11月	64	2,551	40	66	43
12月	68	2,159	32	60	41
1月	53	1,820	34	54	40
2月	62	2,695	43	66	45
3月	63	2,329	37	64	44
合 計	745	28,696	39	755	44

注) 生活保護（介護扶助）分 238件は除く

	令和元年度	平成30年度	増減
③訪問調査件数	28,340	33,682	▲5,342

5 保険給付の状況

(1) 介護サービス別保険給付費（介護予防サービスを含む）

(千円)

サービス名／年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護	6,502,323	6,597,171	6,590,067	6,312,348	6,258,351	6,307,536
訪問入浴	494,685	481,945	465,088	453,970	449,065	442,675
訪問看護	837,213	934,753	1,082,839	1,235,603	1,429,936	1,615,098
訪問リハビリ	257,880	271,369	270,007	260,347	251,420	228,914
通所介護	6,634,529	6,843,166	5,667,292	5,288,281	5,406,099	5,719,336
通所リハビリ	1,899,139	1,983,708	1,987,400	2,048,283	1,973,193	1,987,118
福祉用具貸与	1,500,545	1,581,791	1,670,450	1,753,664	1,813,517	1,918,539
短期入所生活介護	1,265,266	1,357,098	1,468,240	1,637,255	1,676,025	1,597,896
居 短期入所療養介護（老健）	171,059	181,571	155,116	142,878	133,892	115,512
居 短期入所療養介護（療養型）	27,685	25,414	27,870	30,057	27,903	33,121
居 短期入所療養介護（介護医療院）	-	-	-	-	-	6,828
居 在宅療養管理指導	681,287	714,931	750,851	806,570	873,338	934,452
宅 認知症対応型共同生活介護	1,849,590	1,851,734	1,833,879	1,891,877	1,907,767	1,975,994
宅 特定施設入居者生活介護	2,625,650	2,565,913	2,641,965	2,926,381	3,262,491	3,541,129
宅 地域密着型特定施設	-	-	-	-	-	-
宅 居宅介護支援	2,666,452	2,817,500	2,910,048	2,868,608	2,978,127	3,079,454
宅 夜間対応型訪問介護	18,714	20,203	20,075	21,218	22,764	16,123
宅 認知症対応型通所介護	817,320	783,193	783,182	834,221	862,227	820,520
宅 小規模多機能型居宅介護	549,500	618,819	571,751	607,454	586,974	603,940
宅 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	124,774	110,920	91,461	104,178	107,983	113,899
宅 看護小規模多機能型居宅介護	135,790	168,589	204,127	219,523	260,941	269,899
宅 地域密着型通所介護	-	-	1,495,649	1,703,848	1,743,787	1,738,494
宅 地域密着型介護老人福祉施設	5,748	4,396	3,384	3,299	338	-
小 計	29,065,149	29,914,184	30,690,741	31,149,863	32,026,138	33,066,477
施 特別養護老人ホーム	7,375,256	8,084,584	8,422,611	8,961,904	9,435,251	10,209,258
施 老人保健施設	4,174,853	4,394,356	4,749,389	5,026,781	5,436,827	5,729,964
施 療養型医療施設	1,043,692	993,681	959,090	818,466	664,027	569,771
施 介護医療院	-	-	-	-	21,203	149,992
小 計	12,593,801	13,472,621	14,131,090	14,807,151	15,557,308	16,658,985
償 福祉用具購入	71,879	73,083	70,276	70,963	66,580	68,872
還 住宅改修	186,779	187,488	171,771	179,130	173,730	181,585
払 小 計	258,658	260,571	242,047	250,093	240,310	250,457
高額介護サービス費（公費）	256,228	282,594	295,639	310,259	317,418	344,065
高額介護サービス費（区支払分）	713,668	790,394	958,399	1,003,978	1,066,495	1,232,881
高額医療合算介護サービス費	131,010	140,079	142,383	173,298	171,612	201,773
特定入所者介護サービス費	1,462,850	1,612,894	1,603,467	1,588,315	1,626,438	1,744,235
審査支払手数料	46,039	49,597	51,450	49,845	51,508	54,321
その他	-	-	-	-	-	-
総 計	44,527,403	46,522,934	48,115,216	49,332,802	51,057,227	53,553,194

(2) 介護サービス受給者数の推移(介護予防サービスを含む)

各月末／受給者数	受給者数	居宅			認定者数	認定者に対する受給率
		居宅	地域密着	施設		
平成31年3月(1月サービス分)	28,323	19,877	3,807	4,639	35,199	80.5%
令和元年6月(4月サービス分)	28,207	19,808	3,758	4,641	35,891	78.6%
令和元年9月(7月サービス分)	28,681	20,134	3,820	4,727	36,452	78.7%
令和元年12月(10月サービス分)	29,031	20,447	3,808	4,776	36,770	79.0%
令和2年3月(1月サービス分)	29,015	20,354	3,847	4,814	36,913	78.6%

※令和2年3月末の「受給者数」(1月サービス分)29,015人は、平成31年3月末より692人、2.4%増加した。

※居宅受給者数には、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

(3) 要介護度別居宅サービス利用状況

訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	17,770	31,287	18,767	14,120	11,050	92,994
訪問入浴介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	36	465	807	1,829	4,014	7,151
訪問看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	4,586	10,715	7,317	6,553	6,688	35,859
訪問リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	441	1,654	1,345	1,234	1,039	5,713
通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	17,409	26,703	15,661	9,553	5,254	74,580
通所リハビリ	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	3,797	9,717	6,222	3,879	2,175	25,790
福祉用具貸与	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	13,293	44,773	29,242	22,306	16,083	125,697

※福祉用具貸与品目別件数

品目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
車いす	2,235	14,640	14,927	15,049	12,052	58,903
車いす付属品	425	3,827	4,122	5,049	6,034	19,457
特殊寝台	1,720	26,047	19,439	16,824	13,435	77,465
特殊寝台付属品	5,394	78,239	61,637	54,991	43,400	243,661
床ずれ防止用具	97	1,520	2,115	3,692	7,586	15,010
体位変換器	0	155	179	565	2,118	3,017
手すり	15,881	45,583	32,780	22,572	7,407	124,223
スロープ	398	2,738	2,547	3,944	3,643	13,270
歩行器	5,115	13,242	7,767	4,727	1,309	32,160
歩行補助つえ	1,107	3,845	2,413	1,352	420	9,137
認知症老人徘徊感知機器	2	63	160	335	121	681
移動用リフト	147	818	829	733	760	3,287
自動排泄処理装置	0	5	6	27	12	50

短期入所生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,163	3,291	5,037	4,203	3,142	16,836
短期入所療養介護(老健)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	93	192	373	372	251	1,281
居宅療養管理指導	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	8,046	17,018	16,410	16,977	16,183	74,634
特定施設入居者生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	17	14	20	0	51
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	2,339	3,272	3,145	4,365	3,928	17,049
福祉用具販売	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	7,039,594	15,001,045	12,158,422	11,986,893	8,851,490	55,037,444
住宅改修	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	27,297,448	35,948,716	22,871,419	20,220,242	10,773,769	117,111,594
居宅介護支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額(円)	575,529,834	961,158,793	670,527,480	450,447,629	297,596,188	2,955,259,924

(4) 要介護度別介護予防サービス利用状況

介護予防訪問介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	0	3	3
介護予防訪問入浴	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	3	4	7
介護予防訪問看護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,120	2,252	3,372
介護予防訪問リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	123	474	597
介護予防通所介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1	2	3
介護予防通所リハ	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,344	3,097	4,441
介護予防福祉用具貸与	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	5,268	13,678	18,946
介護予防短期入所生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	47	88	135
介護予防短期入所療養介護(老健)	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	2	14	16
介護予防居宅療養管理指導	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	1,424	2,516	3,940
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1	要支援2	計
延べ利用者数(人)	690	574	1,264
介護予防福祉用具販売	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	6,616,021	7,218,543	13,834,564
介護予防住宅改修	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	39,742,660	24,731,193	64,473,853
介護予防支援	要支援1	要支援2	計
費用額(円)	37,803,512	86,390,600	124,194,112

【5 保険給付の状況】

(5) 要介護度別地域密着型サービス利用状況

看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	2	2
看護小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	74	239	132	239	244	928
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	145	152	113	104	111	625
夜間対応型訪問介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	11	100	93	135	176	515
認知症対応型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	773	1,509	1,852	1,662	1,264	7,060
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1	1	0	0	1	3
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	418	628	669	502	418	2,635
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	672	1,585	2,393	1,587	1,183	7,420
地域密着型通所介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	7,487	10,786	5,173	3,086	1,384	27,916
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	0	0	0	2	2
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	26	43	69			
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)	70	47	117			
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	要支援1	要支援2	計			
延べ利用者数(人)		9	9			

(6) 要介護度別施設サービス利用状況

介護福祉施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	137	437	7,994	14,725	13,444	36,737
介護老人保健施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	1,115	2,706	4,842	6,032	4,563	19,258
介護療養施設	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
延べ利用者数(人)	0	27	75	299	1,069	1,470

(7) 高額介護（介護予防）サービス費

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給される。

また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給される。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割～3割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割～3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外である。

※5段階は4段階に集約している（国の集計方法が平成30年度より変更となったため）。

ア) 利用者負担第4段階

	世帯合算	その他	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
件数	5,245	9,052	14,297	13,947	350
給付費(円)	84,091,077	268,992,411	353,083,488	235,841,359	117,242,129

イ) 利用者負担第3段階

	世帯合算	その他	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
件数	2,844	18,955	21,799	20,795	1,004
給付費(円)	29,210,890	153,417,119	182,628,009	165,901,127	16,726,882

ウ) 利用者負担第2段階

	世帯合算	その他	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
件数	3,194	44,992	48,186	46,463	1,723
給付費(円)	38,499,286	648,765,022	687,264,308	651,339,423	35,924,885

エ) 利用者負担第1段階

	世帯合算	その他	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
件数	53	29,019	29,072	26,631	2,441
給付費(円)	825,376	353,144,908	353,970,284	330,830,758	23,139,526

オ) 合計

	世帯合算	その他	令和元年度合計	平成30年度合計	増減
件数	11,336	102,018	113,354	107,836	5,518
給付費(円)	152,626,629	1,424,319,460	1,576,946,089	1,383,912,667	193,033,422

(8) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給される。ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できない。

		令和元年度	平成30年度	増減
ア) 現役並み所得者 (上位所得者)	件数	396	355	41
	給付費(円)	27,754,541	24,980,239	2,774,302
イ) 一般	件数	754	452	302
	給付費(円)	31,477,597	11,935,227	19,542,370
ウ) 低所得者Ⅱ	件数	1,566	1,476	90
	給付費(円)	50,776,112	47,469,766	3,306,346
エ) 低所得者Ⅰ	件数	2,920	2,743	177
	給付費(円)	91,764,627	87,226,851	4,537,776
オ) 合計	件数	5,636	5,026	610
	給付費(円)	201,772,877	171,612,083	30,160,794

(9) 利用者負担額減額状況

ア) 特定入所者介護サービス費支給件数（令和2年3月31日現在）

低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した場合および低所得の要支援者が短期入所サービスを利用した場合、食費・居住費について、補足給付として特定入所者介護（予防）サービス費が支給される。施設等に直接支払われる現物給付であり、対象者から徴収される食費・居住費は負担限度額までとなる。

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	療養型医療施設	短期入所介護	合計件数
第3段階（第2段階以外の住民税世帯非課税者）	763	270	20	1,170	2,223
第2段階（住民税世帯非課税者で下記の場合）※	326	130	9	548	1,013
第1段階（老齢福祉年金受給者・生保受給者）	126	330	19	995	1,470
計	1,215	730	48	2,713	4,706

※第2段階は住民税非課税世帯で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下

イ) 生計困難者に対する利用料助成事業(都制度)

- ①社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度
目的：低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
- ②介護保険サービス提供者による生計困難者に対する利用者負担軽減制度
目的：国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度」事業の対象サービスを拡大し、軽減主体についても、全ての事業者に拡大することにより、より公平で利用しやすいものとする。

	軽減者数	助成延べ件数	助成額(円)
令和元年度	197	1,427	8,781,041
平成30年度	191	1,427	8,092,640
平成29年度	193	1,342	6,711,659
平成28年度	184	1,260	5,294,386

6 事業者・相談・指導・審査請求・給付適正化

(1) 介護サービス事業所数（令和2年3月31日現在）

	サービス種類	令和元年度 事業所数	平成30年度 事業所数	増減
居	訪問介護	221	206	15
	訪問入浴介護	11	12	▲ 1
	訪問看護	69	60	9
	訪問リハビリテーション	14	7	7
	通所介護（地域密着型通所介護を除く）	99	97	2
	通所リハビリテーション	26	26	0
	福祉用具貸与	41	41	0
	短期入所生活介護	36	35	1
	短期入所療養介護	15	15	0
宅	特定施設入居者生活介護	29	26	3
	特定福祉用具販売	42	40	2
	居宅介護支援	203	227	▲ 24
地域 密着 型	認知症対応型共同生活介護	36	36	0
	夜間対応型訪問介護	1	1	0
	認知症対応型通所介護	26	24	2
	小規模多機能型居宅介護	14	13	1
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	4	2
	看護小規模多機能型居宅介護	4	4	0
	地域密着型通所介護	92	91	1
施 設	介護老人福祉施設	26	26	0
	介護老人保健施設	14	14	0
	介護療養型医療施設	3	3	0
	介護医療院	1	0	1

(2) 老人福祉施設等新規一覧（令和2年3月31日現在）

指定 日	事業所名	所在地	事業種別
	新規 なし		

(3) 足立区介護保険事業者連絡会

区内および区内を営業エリアとする指定事業者との連絡調整を行っている。

事務局：足立区介護保険課

令和元年度開催状況

開催日	開催内容
8月2日 3月24日(中止) (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員特定処遇改善加算について ・消費税率増税に伴う介護報酬の改定について

(4) 審査請求

令和元年度に東京都介護保険審査会へ審査請求した件数

種 別	令和元年度受理件数 (うち取下げ件数)	平成30年度 受理件数
保険給付に関する処分(要介護・要支援認定に関する処分等を含む)	0件(0件)	0件(0件)
保険料その他徴収金に関する処分	0件(0件)	0件(0件)

(5) 事業者への実地指導結果

種 別	実施数	改善指摘有	うち返還有	改善指摘無	平成30年度 実施数
訪問介護（予防含む）	26	22	13	4	4
居宅介護支援	41	34	22	7	93
通所介護（予防含む）	22	18	8	4	69
地域密着型通所介護	18	13	8	5	25
通所リハビリ（予防含む）	8	2	1	6	10
短期入所生活介護（予防含む）	4	0	0	4	2
短期入所療養介護（予防含む）	8	4	2	4	10
介護老人保健施設	4	4	2	0	5
介護老人福祉施設	1	1	1	0	1
特定施設入居者生活介護（予防含む）	1	1	1	0	4
認知症対応型共同生活介護（予防含む）	6	3	0	3	8
認知症対応型通所介護（予防含む）	14	10	3	4	6
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護（予防含む）	8	5	2	3	0
複合型サービス	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
合 計	161	117	63	44	237

※令和元年度中に実地指導をした事業所の算定済自主返還額合計は、63事業所、58,646,313円(R2.6.30現在)

(6) 介護保険課事業者指導係・基幹地域包括支援センターの相談状況

新規相談件数	介護保険課	297	令和元年度 合計	平成30年度 合計	増減
	基幹地域包括 支援センター	366	663	684	▲ 21
(再掲) 苦情相談件数	介護保険課	0	令和元年度 合計	平成30年度 合計	増減
	基幹地域包括 支援センター	7	7	5	2

※基幹地域包括支援センターの件数は、高齢者相談のみ

※同一案件で両方に相談があったものは、基幹地域包括支援センターの件数として計上

(7) 事故発生件数

	令和元年度	平成30年度	増減
件数	771	763	8

※数字は、提出された事故報告書からの集計結果

(8) 介護給付適正化実施状況

項目	実施状況
要介護認定の適正化	認定訪問調査の状況 区職員等・事務受託法人・民間事業所の組み合わせにより実施 ・区職員等の実施率 3% ・委託調査に対する区職員等の事後点検実施率 100%
ケアプランの点検	(1)実施件数(対象サービス計画数) 278件 (2)実施方法 事業所を訪問して提示を求める。 (3)点検の視点 ①自立支援に資するプランになっているか ②サービス種類数 ③同一法人の計画状況 ④サービス回数や時間の妥当性 ⑤生活援助の算定条件等、算定条件とサービス内容の適合性 など (4)点検担当者の資格別人数 介護支援専門員9名 (5)ケアプランの点検による過誤申立件数および金額 0件 0円
住宅改修	(1)施工前の訪問調査の実施率 0.1% (2)施工後の現地確認の実施率 0.1% (3)事前審査の視点 ①利用者の状態から見た必要性 ②利用者宅の環境から見た 必要性 ③金額の妥当性など (4)住宅改修に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
福祉用具	福祉用具購入・貸与に関する調査(福祉用具の利用の適正や同種 目用具購入の必要性を確認する場合に実施) (1)調査件数 1件 (2)福祉用具購入・貸与に関する過誤申立件数および金額 0件 0円
介護給付費通知	(1)発送回数 2回/年 (2)実施月数 2月分 (3)実施方法 区で通知書を作成・発送 (4)作成対象 居宅サービス、施設サービス、福祉用具貸与価 格に関する項目 (5)介護給付費通知による過誤申立件数および金額 0件 0円
医療情報との突合	医療情報との突合(国保連への業務委託および職員により実施) (1)突合した月数 12月分 (2)過誤申立件数および金額 0件 0円
縦覧点検	縦覧点検(国保連への業務委託により実施) (1)点検月数 12月分(給付実績で整合性の確認が出来るもの について実施) (2)縦覧点検費通知による過誤申立件数および金額 13件 252,611円

7 地域支援事業

地域支援事業は65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」に大別され、その財源は保険給付費と同じく公費および保険料でまかなわれている。

(1) 介護予防事業・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の高齢者が要支援状態・要介護状態になることを予防し、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための事業である。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅において活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。

訪問型・通所型サービス事業		サービス利用者数	実績額（円）
訪問型サービス （第1号訪問事業）	要支援者等に対して、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	1,867	387,906,177
通所型サービス （第1号通所事業）	要支援者等に対して、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	2,456	696,494,019

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防把握事業				
介護予防事業の対象者把握事業	要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に調査票「介護予防チェックリスト」による調査を行い、調査結果から介護予防事業の対象者を把握して介護予防事業への参加を促す。 また、調査結果を分析し、介護予防事業の計画に反映させる。	—	—	19,054,739
介護予防普及啓発事業				
はじめてのらくらく教室	事業対象者に対し、介護予防運動指導員等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケアなど総合メニューの事業を実施することにより要介護・要支援状態になることを防止し、高齢者福祉の増進をはかった。 また、個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動機能を向上させるための支援や口腔ケアや栄養指導を行った。	4,400 (延人数)	396	12,418,726
包括らくらく教室	はじめてのらくらく教室を修了した人に対して、各地域包括支援センターが、月2回（年間24回）程度を目途に、引き続き運動器機能強化、口腔ケア、栄養指導、認知症ケアなど総合的なメニューによる介護予防事業を実施した。	6,988 (延人数)	540	21,440,000
介護予防教室	介護予防教室（地域包括支援センター実施）： 介護予防に関する知識の普及・啓発のための教室を開催。認知症予防、転倒予防、口腔ケア、栄養改善、高齢者の健康づくりなどで、予防を主眼としたものが対象となる。	14,761 (延人数)	736	18,440,000

【7 地域支援事業】

事業名	事業内容	参加人数	実施回数	実績額（円）
介護予防普及啓発事業				
はつらつ教室	運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行った。	7,412 (延人数)	361	9,730,091
ふれあい湯遊う	虚弱で閉じこもりがちな高齢者を対象に開放的で、かつ他の人とのコミュニケーションを取りやすい銭湯で健康相談や介護予防運動（健康体操やフラダンス）等を実施する。	4,377 (延人数)	401	33,523,400
その他	介護予防に役立つ体操などを普及啓発するために毎朝ケーブルテレビで放映。	—	—	6,186,840
地域介護予防活動支援事業				
元気応援ポイント事業	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、当該高齢者に対し活動実績に応じて事業活動交付金を交付する。 年間3,000ポイント以上の活動実績があり、交付決定を5年間継続して受けるごとに、褒状と記念品を交付。 ※1スタンプ=100ポイント(100円相当) 年間5,000ポイント(5,000円)が上限。	2,732	385 (受入施設数)	7,245,157

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、総合相談支援事業・権利擁護事業・介護予防ケアマネジメント事業・包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

(実績額 735,523,904円)

地域包括支援センター

在宅の要援護高齢者やその家族等に対し総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関、サービス実施機関との連絡調整等を行っている。

地域包括支援センター一覧

名称	所在地	主な担当地域
基幹	梅島 2-1-20	梅島、中央本町1、島根
あだち	足立 4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊興	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入谷	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江北	江北 3-14-1	江北、堀之内
さの	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田2~5
鹿浜	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新田	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関原	関原 2-10-10	梅田2~8
千住西	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東1
千住本町	千住 3-7-101	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	中央本町 4-14-20	中央本町3~5、青井1・3~6、西加平
東和	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3
中川	中川 4-2-14	東和2・4・5、中川、大谷田1
西綾瀬	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2
西新井	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	花畑 4-39-11	花畑、南花畑5
一ツ家	一ツ家 4-5-11	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑1~4
日ノ出	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2
保木間	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	本木 1-4-10	関原、本木
六月	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

【7 地域支援事業】

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分事業）

事業名	事業内容および令和元年度事業実績
認知症連携事業	<p>認知症地域支援推進員を設置し、医療機関、介護事業所、認知症疾患医療センター等との協働により、認知症高齢者に対する地域での支援体制の構築に向け、医療と介護の連携強化を進めていく。</p> <p>事業費：29,849,118円 認知症地域支援推進員5人</p>
在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の関係者の連携を推進する。</p> <p>事業費：17,458,385円</p> <p>医療・介護情報提供システム運用委託、在宅療養支援コーディネーター2人</p>
生活支援体制整備事業	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置により、住民等の多様な主体間の連携・協働と地域資源の開発及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とマッチングを図る。</p> <p>事業費：28,000,000円 第1層生活支援コーディネーター5人</p>
認知症初期集中支援推進事業	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p> <p>事業費：52,500円</p>
地域ケア会議推進事業	<p>医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、解決に必要な資源開発や地域ネットワークの構築へつなげる。</p> <p>事業費：900,000円</p>

(4)任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者を介護している人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する。

事業名	事業内容および令和元年度事業実績
家族介護支援事業	要介護被保険者を介護する家族等に対して、介護方法や外部サービスの利用方法についての情報提供等の支援を行う。
家族介護慰労金支給事業	在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。 事業費：1,600,000円(@100千円×16件)
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者の居宅を訪問し、家族が外出や休息が必要な時に、家族に代わって見守りや話し相手を行なう、「やすらぎ支援員」を派遣することにより、家族の負担を軽減させるとともに、高齢者自身の在宅生活の維持・向上を図る。 事業費：8,343,530円
家族介護者教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。 事業費：19,605,947円 委託先：地域包括支援センター25か所 開催数：244回
高齢者紙おむつ支給事業	住民税が非課税の世帯の高齢者で、常時失禁状態にあり紙おむつを必要とし、要介護4、5の認定を受けた寝たきり状態の高齢者に、紙おむつを支給する。これにより、高齢者の保健衛生の向上および在宅生活の維持増進、並びに介護者の負担軽減を図ることとする。 事業費：51,013,237円(延べ9,451人) 委託先：(株)成玉舎
その他の事業	被保険者の地域での自立した日常生活のために必要な支援を行う
成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、申立費用及び成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬を負担することが困難である者に対し、要綱に基づき費用の全額又は一部を補助する。 事業費：11,505,833円(区長申立てに要する費用：55件、精神鑑定料：10件、本人・親族申立て費用助成：13件、区長申立て報酬費用助成：20件、本人・親族申立て報酬費用助成22件)
住宅改修理由書作成業務助成事業	居宅介護住宅改修費の保険給付を希望する要介護被保険者に対して、必要な相談・援助を行う居宅介護支援事業者等を助成することにより、要介護被保険者の在宅における継続的な支援を図ることを目的とする。 事業費：114,000円(@2,000×57件)
認知症高齢者支援事業	認知症と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる足立区を目指す。 事業費：2,566,244円 認知症サポーター3,041人養成
徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	認知症による徘徊行動があり、要介護認定を受けた在宅の高齢者を介護する区内在住の親族に対し、当該高齢者の徘徊その他の緊急事態発生時に、高齢者の安全を迅速かつ適切に確保するために必要な措置として、位置検索システム事業者と契約を締結したときに、それに要した加入料および検索に要した検索料の一部を助成する。 事業費：5,250円(加入料1件 検索料0件) ※加入料、検索料については、契約会社により異なる。

【7 地域支援事業】

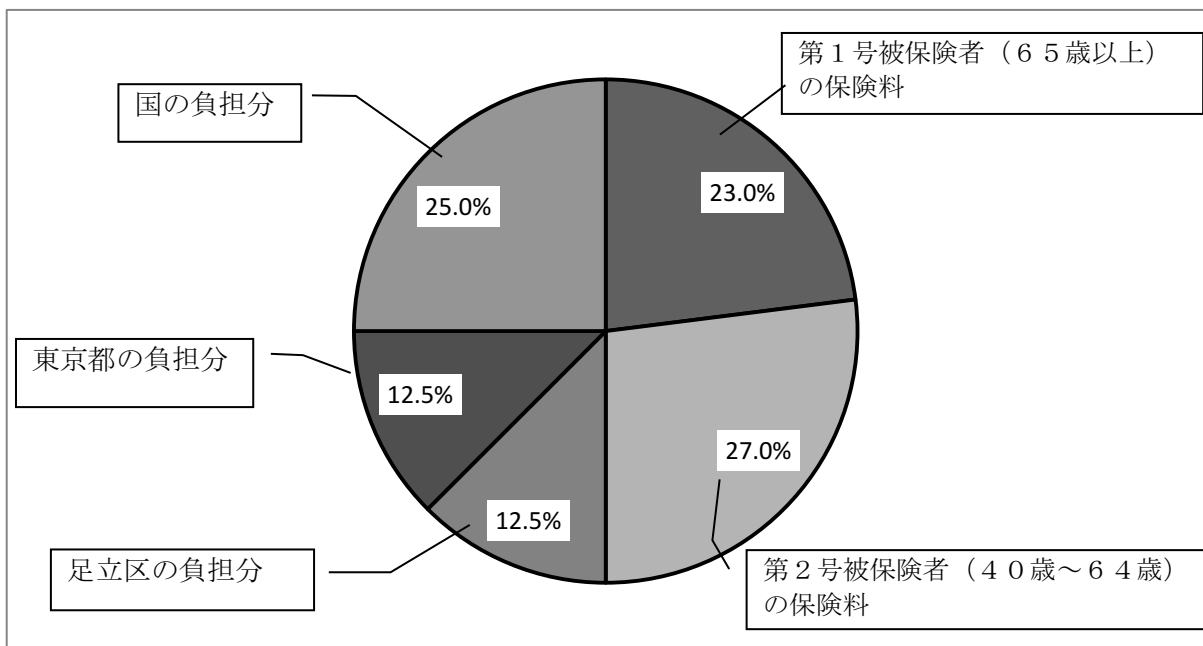
(5) 地域支援事業の事業規模と財源構成

地域支援事業の必要な費用は、第1号保険料と公費等の交付金を財源とする。その算定基礎となる事業規模は、総合事業開始前年度の予防給付と介護予防事業の合計額に75歳以上高齢者の伸び率を乗じた上で、当該年度の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援費を控除した額を原則の上限額としている。また、包括的支援事業については、別枠で上限額を設定している。財源構成については、以下のとおりである。

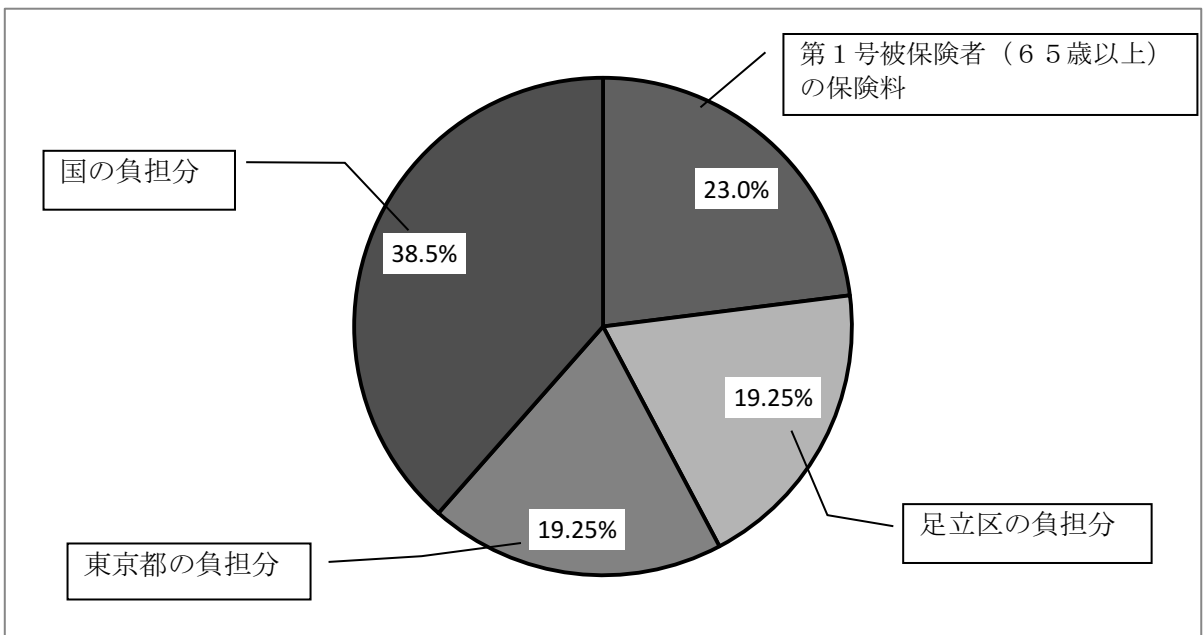
単位：円

	令和元年度	平成30年度	増減
介護予防・日常生活支援総合事業	1,404,053,316	1,414,308,198	▲ 10,254,882
包括的支援事業・任意事業	906,890,963	907,298,314	▲ 407,351
合計	2,310,944,279	2,321,606,512	▲ 10,662,233

【介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



8 その他の事業

(1) 足立区介護従事者永年勤続褒賞事業

区内の介護サービス事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者を永年勤続褒賞として顕彰することを目的とする。

①表彰式日時 令和元年11月11日 午後2時 会場：足立区役所 庁舎ホール

②褒賞者数 608人 (うち常勤職員455人 非常勤職員153人) (30年度 576人)

内訳 : 勤続年数が15年以上の者 88人

: 勤続年数が10年以上15年未満の者 184人

: 勤続年数が5年以上10年未満の者 336人

[※30年度 : 勤続年数が15年以上の者	116人
	: 勤続年数が10年以上15年未満の者	138人
	: 勤続年数が5年以上10年未満の者	322人

【参考】

○推薦法人および事業所数 79法人 202事業所 (30年度 72法人 204事業所)

○サービス種別褒賞者数

サービス種別	褒賞者数	サービス種別	褒賞者数
居宅介護支援	49	地域包括支援センター	9
介護予防支援	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (24時間地域巡回型訪問サービス)	1
訪問介護	103	夜間対応型訪問介護	0
訪問入浴介護	2	認知症対応型通所介護	8
訪問看護	18	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	29
訪問リハビリテーション (機能訓練)	2	小規模多機能型居宅介護	12
通所介護 (デイサービス)	53	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	5
通所リハビリテーション (デイケア)	22	地域密着型通所介護	12
短期入所生活介護 (ショートステイ)	17	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	125
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	0	介護老人保健施設	62
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	66	介護療養型医療施設	1
福祉用具貸与	8	軽費老人ホーム (ケアハウス・都市型)	1
福祉用具販売			
		合計	608人

(2) 認知症介護実践者研修等

開催年月日	講師	参加者数	具体的な内容
第1回 元年10月4日 ～ 元年11月5日 (6日間)	●東京都認知症疾患医療センター センター長 松井 敏史 氏 他12名	26人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を5日間、自施設・事業所で2週間の実習を行う。
第2回 2年1月23日 ～ 2年2月27日 (5日間) ※2/27分は新型コロナウイルス感染拡大防止のため2年度に延期	●東京都認知症疾患医療センター センター長 松井 敏史 氏 他12名	25人	●認知症介護実践者研修 認知症の人の尊厳を支え、自立を支援するための実践的知識・技術等を習得し、自らの実践に反映することはもとより、介護現場全体のサービスの質の向上を図ることを目的とし、講義、演習を5日間、自施設・事業所で2週間の実習を行う。
2年2月21日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)		0人	●認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修 認知症介護実践者等研修の修了が地域で活躍することを後押しする。また、認知症介護実践リーダー研修修了や主任ケアマネの地域活動についてさらなる意識づけを行い、地域における認知症支援ネットワークの構築を進める。
第1回 元年6月14日	●認知症介護指導者養成研修修了者 スマイル・エイジングのぞみ組 八月朔 晃一 氏	20人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第2回 元年9月20日	●認知症介護指導者養成研修修了者 社会福祉法人ファミリー 大野 幸生 氏	19人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第3回 元年12月13日	●認知症介護指導者養成研修修了者 メディカル・ケアサービス株式会社 岩村 映子 氏	17人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。
第4回 2年3月13日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)		0人	●認知症介護基礎研修 認知症ケアの初任者として、業務を遂行する上で最低限度の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけてチームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行えるようになる。

(3) 広報活動等

種別	広報等の内容
広報紙 (あだち広報)	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月25日号…65歳以上の方の介護保険料軽減制度 ● 6月10日号…介護保険の利用料負担軽減 ● 6月25日号…介護保険料の決定通知書を7月上旬に送付 ● 10月25日号…介護の日フェスティバル ● 11月10日号…高齢者等実態調査にご協力を ● 1月 1日号…元気応援ポイント事業(ボランティア) ● 3月10日号…家族介護慰労金の支給 ● 3月25日号…2年度介護保険料の仮算定通知書を4月上旬に郵送
パンフレット および小冊子	<ul style="list-style-type: none"> ●「みんなで支え合おう介護保険」…介護保険制度や利用方法について、区民に周知するためのパンフレットを作成し、介護保険課・福祉事務所・地域包括支援センターの各窓口で配布している。 ●「介護保険ガイドブック」…介護保険制度と事業について説明した小冊子「介護保険ガイドブック」を、65歳年齢到達者・転入者(第1号被保険者のみ)に対して、介護保険被保険者証とともに送付している。 ●「介護だより」…保険料の決まり方、納め方や保険料の軽減制度等を掲載したリーフレットを作成し、介護保険料決定通知書とともに送付している。 ●「元気応援通信」…元気応援ポイント事業の周知用リーフレットを作成し、介護保険料決定通知書に同封している。 ●「要支援の認定を受けた方へ」「要介護の認定を受けた方へ」…介護サービスの利用手順をはじめとする各種サービスについての案内を、認定結果通知書とともに送付している。 ●「介護予防事業に参加して生活と健康を維持しませんか」…認定審査の結果、「非該当(自立)」と判定された方へ、介護予防事業および地域包括支援センターの案内を、認定結果通知書とともに送付している。 ●「介護保険外の高齢者サービスのご案内」…65歳年齢到達者・転入者(第1号被保険者のみ)に対して、在宅支援サービスや介護予防事業などの案内を介護保険被保険者証とともに送付している。
説明会 (講演会)	<ul style="list-style-type: none"> ●町会・自治会等からの介護保険制度についての説明依頼や、家族の介護に携わる区民からの要望に応える形で職員の派遣を行っている。また、地域文化課で実施している「学び情報提供サービス」の依頼に応じて、職員の派遣を行っている。
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ●足立区ホームページ… トップページ>メニュー>戸籍・税・保険>介護保険で展開。介護保険に関する情報や広報の掲載記事を掲載している。

資料 1 令和元年度の組織および分掌事務

福祉部 高齢者施策推進室

介護保険課

38名
(27名)

介護保険係

6名

1. 介護保険特別会計に関する事。
2. 介護保険・障がい福祉専門部会に関する事。
3. 介護保険事業計画に関する事。
4. 高齢者等実態調査に関する事。
5. 介護保険制度の周知・普及に関する事。
6. 介護従事者永年勤続褒賞に関する事。
7. 元気応援ポイント事業に関する事。
8. 介護保険業務委託の調整に関する事。
9. 課内他の係に属しない事。

資格保険料係

6名
(4名)

1. 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
2. 住所地特例者の管理に関する事。
3. 適用除外者の管理に関する事。
4. 被保険者証に関する事。
5. 保険料の賦課及び減免に関する事。
6. 保険料の収納計画及び収納管理に関する事。
7. 保険料の口座振替に関する事。
8. 保険料の督促及び催告に関する事。
9. 保険料の徴収及び納付指導に関する事。
10. 保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
11. 保険料納付証明に関する事。
12. 保険料の滞納整理に関する事。

介護認定係

7名
(12名)

1. 要介護認定の申請に関する事。
2. 要介護認定に係る訪問調査に関する事。
3. 主治医意見書に関する事。
4. 要介護認定の決定に関する事。
5. 受給資格証明書に関する事。
6. 介護認定審査に関する事。

保険給付係

6名
(2名)

1. 受給者情報管理に関する事。
2. 介護保険の給付管理に関する事。
3. 総合事業の給付管理に関する事。
4. 高額介護サービス費等に関する事。
5. 償還払及び一部負担金に関する事。
6. 利用者負担軽減に関する事。
7. 介護サービス事業者等への連絡・調整に関する事。
8. 高額介護サービス費等の貸付に関する事。
9. 介護サービスの適正化に関する事。

介護事業者支援係

6名

1. 地域密着型サービス事業所の設置支援に関する事。
2. 地域密着型サービス事業所の指定に関する事。
3. 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の計画及び整備に関する事。
4. 総合事業の指定に関する事。
5. 福祉サービス第三者評価に関する事。
6. 居宅介護支援事業所の指定に関する事。
7. 介護支援専門員(主任を除く)の研修に関する事。

介護保険システム担当

1名

1. 介護保険システムに関する事。

事業者指導係

6名
(9名)

1. 介護サービス事業者の指導に関する事。
2. 地域密着型サービス事業者の指導・監督に関する事。
3. 老人保健施設の指導及び監査に関する事。
4. 介護保険制度の相談・苦情に関する事。

※専門非常勤 27名内訳

介護保険料滞納整理専門員 4名

介護保険調査員 23名

資料2 足立区地域保健福祉推進協議会および 介護保険・障がい福祉専門部会

足立区地域保健福祉推進協議会は、当区における地域保健福祉を推進するために設置された区長の附属機関である。委員の任期は2年、委員定数は50名以内としている。協議会は、学識経験者、保健・医療・福祉等各種団体連合会、区民、区議会、行政など幅広い分野からの代表者で構成しており、区長の諮問に応じて、地域保健福祉の推進に関する事項や介護保険事業計画の策定等について、調査・研究・協議を行っている。

また、協議会の所掌事項は多岐にわたるため、専門事項の調査研究を担当するための部会を設置している。介護保険事業及び関連事業については、平成12年度より介護保険専門部会を設置している。平成17年度からは障がい福祉施策についても調査・検討を行うため、介護保険・障がい福祉専門部会として活動している。

(1) 令和元年度開催状況

ア 足立区地域保健福祉推進協議会

第1回（令和元年8月2日）

（報告事項）

- ・ 高齢者見守りサービス助成事業について
- ・ 地域包括ケアシステムモデル事業の実施について
- ・ 旧江北桜中学校跡地を活用した（仮称）江北健康づくりセンターの整備について
- ・ 乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨強化と自己負担額の変更について
- ・ 胃がん内視鏡検診の開始について
- ・ 「足立区子ども・子育て支援事業計画」策定に伴うニーズ調査の実施結果及び教育・保育等の量の見込みについて
- ・ 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（骨子案）と今後の策定スケジュールについて
- ・ 平成30年度あだちっ子歯科健診の実施結果及び今後の方向性について
- ・ 幼児教育・保育の無償化に関する方針について
- ・ 平成31年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について
- ・ 令和元年度学童保育室の入室申請及び待機児童の状況について
- ・ 令和2年度 学童保育室の新設について

（情報連絡事項）

- ・ 未来へつなぐ あだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）の改定スケジュールについて
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について

【資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

- ・ 平成30年度就労準備支援事業の実施結果について
- ・ 平成30年度居場所を兼ねた学習支援の実施結果について
- ・ 平成30年度生活困窮者自立相談支援受付件数について
- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について
- ・ 「介護のしごと相談・面接会」の実施について
- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・ 平成30年度生活保護の適正執行及び自立支援の取組み状況について
- ・ 若年者向け健診の実施について
- ・ 糖尿病・成人眼科健診の実施について
- ・ 「第4回 子どもの健康・生活実態調査（平成30年度調査）」の実施結果について
- ・ 受動喫煙防止対策庁内連絡会の設置及び関連スケジュールについて
- ・ 新生児聴覚検査に対する助成について
- ・ 「足立区子ども・子育て支援事業計画」の平成30年度実績について
- ・ 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
- ・ 民設民営による認可保育所、認証保育所及び小規模保育事業の運営予定事業者の選定について
- ・ 保育士、家庭的保育者永年勤続褒賞について

第2回（令和元年12月26日）

（報告事項）

- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
- ・ 平成30年度介護保険事業の実績について
- ・ 大腸がん検診結果の誤通知について
- ・ 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)の策定とパブリックコメントの実施結果について
- ・ 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について
- ・ 「新・足立区放課後子ども総合プラン」の骨子案及びそれに対するパブリックコメントと区の考え方について
- ・ 「足立区学童保育室整備計画（素案）」について
- ・ 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
- ・ ケアハウス六月（指定管理施設）の利用料金の改定について

（情報連絡事項）

- ・ 「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクションプランの平成30年度実績及び評価結果について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について

- ・ 平成30年度「居場所を兼ねた学習支援」アンケート集計結果について
- ・ 区内西部地域「居場所を兼ねた学習支援」事業委託の事業者の選定について
- ・ 「介護のしごと相談・面接会」の実施結果について
- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
- ・ 足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について
- ・ 足立区障がい福祉関連計画の策定に向けた障がい者等実態調査の実施について
- ・ 熱中症及びデング熱対策について
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種における助成について
- ・ 令和元年度の風しん対策について
- ・ 私立認定こども園の利用定員の内訳変更について
- ・ 令和2年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について

イ 介護保険・障がい福祉専門部会及び足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会
第1回（令和元年7月10日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 介護のしごと相談・面接会の実施について
- ・ 高齢者見守りサービス助成の開始について
- ・ 介護従事者永年勤続褒賞要綱の改正について
- ・ 元気応援ポイント事業実施要綱の改正について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の進捗状況について
- ・ 地域包括ケアシステムモデル事業の実施について
- ・ 平成30年度障がい福祉センター相談事業の実績報告について

第2回（令和元年11月6日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 介護のしごと相談・面接会の実施及び実施結果について

【資料 2 足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険・障がい福祉専門部会】

- ・ 平成30年度介護保険事業の実績について
- ・ 足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について
- ・ 介護サービス事業所の指定取消しについて
- ・ 足立区障がい福祉関連計画の策定に向けた障がい者等実態調査の実施について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の進捗状況について

第3回（令和2年2月4日）

足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会

（報告事項）

- ・ 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について

介護保険・障がい福祉専門部会

（報告事項）

- ・ 高齢者日常生活用具給付事業ガス安全システムの終了について
- ・ 特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について
- ・ 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について
- ・ 「第39回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について

(2) 委員名簿

令和元年度 足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体等	役職
諏訪 徹	日本大学文理学部教授（学識経験者 地域福祉）	会長
酒井 雅男	弁護士（学識経験者 弁護士）	副会長
奥野 英子	日本リハビリテーション連携科学学会顧問（学識経験者 障がい福祉）	
近藤 尚己	東京大学大学院准教授（学識経験者 社会疫学・公衆衛生学）	
齊藤 多江子	日本体育大学児童スポーツ教育学部准教授（学識経験者 保育学）	
藤原 武男	東京医科歯科大学大学院教授（国立成育医療研究センター研究所客員研究員）（学識経験者 公衆衛生学）	
白石 正輝	区議会議員	
にたない 和	区議会議員	
岡安 たかし	区議会議員	
浅子 けい子	区議会議員	
銀川 ゆい子	区議会議員	
早川 貴美子	足立区医師会副会長	
湊 耕一	東京都足立区歯科医師会会長	
藤田 義人	足立区薬剤師会会長	
吉田 忠司	足立区町会・自治会連合会副会長	
野辺 陽子	足立区民生・児童委員協議会副会長	
乾 雅榮	足立区女性団体連合会会長	
本田 博	足立区住区センター連絡協議会副会長	
中村 輝夫	足立区老人クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
大竹 吉男	足立区ボランティア連合会会長	
福岡 靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細井 和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
石川 優樹	足立区訪問看護部会副会長（訪問看護ステーション）	
猿渡 滝雄	足立区保健所運営協議会委員	
小菅 重雄	足立区健康づくり推進員会議会長	
名久井 昭吉	足立区精神障害者家族会連合会代表（足立区障害者団体連合会）	
加藤 仁志	足立区ろう者協会会長（足立区障害者団体連合会）	
小久保 兼保	足立区障害者団体連合会会長	
重田 穂	足立区視力障害者福祉協会会長（足立区障害者団体連合友愛会）	
江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会会長（足立区障害者団体連合友愛会）	
鈴木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長（足立区障害者団体連合友愛会）	
川下 勝利	足立区民間保育園連合会会長	
古庄 宏吉	足立区私立幼稚園協会会長	
古性 力	足立区立小学校PTA連合会相談役	
加藤 真砂美	足立区立中学校PTA連合会庶務	
茂出木 幸子	足立区スポーツ推進委員会副会長	
宮原 敏昭	警視庁千住警察署生活安全課長	
宮澤 裕	東京消防庁足立消防署警防課長	

(敬称略：順不同)

令和元年度足立区地域保健福祉推進協議会

氏名	選出団体名	役職
工藤 信	副区長	
定野 司	教育長	
鳥山 高章	子どもの貧困対策担当部長	
秋生 修一郎	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
今井 伸幸	衛生部長	
松野 美幸	子ども家庭部長	
川口 真澄	待機児対策室長	
大高 秀明	足立区社会福祉協議会常務理事	

(敬称略：順不同)

令和元年度介護保険・障がい福祉専門部会

氏名	選出団体名	役職
諏訪 徹	日本大学文理学部教授 (学識経験者 地域福祉)	部会長
酒井 雅男	弁護士 (学識経験者 弁護士)	副部会長
奥野 英子	日本リハビリテーション連携科学学会顧問 (学識経験者 障がい福祉)	副部会長
白石 正輝	区議会議員	
にたない 和	区議会議員	
岡安 たかし	区議会議員	
浅子 けい子	区議会議員	
銀川 ゆい子	区議会議員	
早川 貴美子	足立区医師会副会長	
湊 耕一	東京都足立区歯科医師会会長	
中村 輝夫	足立区老人クラブ連合会「ねんりん」編集委員会委員長	
小川 勉	足立区介護サービス事業者連絡協議会会長	
福岡 靖介	介護老人保健施設「しらさぎ」理事長	
橋本 飛鳥	特別養護老人ホーム「ハビネスあだち」施設長	
細井 和男	高齢者在宅サービスセンター西新井施設長	
名久井 昭吉	足立区精神障害者家族会連合会代表 (足立区障害者団体連合会)	
加藤 仁志	足立区ろう者協会会長 (足立区障害者団体連合会)	
小久保 兼保	足立区障害者団体連合会会長	
重田 穂	足立区視力障害者福祉協会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
江黒 由美子	足立区手をつなぐ親の会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
鈴木 真理子	足立区肢体不自由児者父母の会会長 (足立区障害者団体連合友愛会)	
秋生 修一郎	地域のちから推進部長	
中村 明慶	福祉部長	
今井 伸幸	衛生部長	

(敬称略：順不同)

資料3 足立区介護保険制度のあゆみ

年月	国・都・区の動き
平成6年3月	「21世紀ビジョン」の策定（新ゴールドプランと新介護システムの構築を提言）〔国〕
9月	社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会第2次報告で公的介護保険制度の創設を提唱〔国〕 老人保健福祉審議会が公的介護制度について審議開始〔国〕
7年2月	老人保健福祉審議会中間報告「新たな高齢者介護システムの確立について」〔国〕
7月	老人保健福祉審議会第2次報告「新たな高齢者介護制度について」〔国〕
8年1月	老人保健福祉審議会最終報告「高齢者介護保険制度の創設について（概要）」〔国〕
4月	老人保健福祉審議会・社会保障制度審議会に「介護保険制度案大綱」諮問→答申〔国〕
6月	介護保険制度に関する与党合意（要綱案、懸案事項、制度案の骨子）〔国〕 介護保険法および介護保険法施行法案を閣議決定 → 国会提出〔国〕
11月	介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕
9年5月	全国高齢者介護担当課長会議1〔国〕
6月	福祉部内に介護保険検討PT設置（制度・財政・電算システム検討部会設置）〔区〕
7月	医療保健福祉審議会設置〔国〕
10月	介護保険法および介護保険法施行法案が参議院で修正可決〔国〕
12月	要介護認定モデル事業（平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕 介護保険法および介護保険法施行法案が衆議院で修正可決〔国〕 介護保険関連3法公布（12月17日）〔国〕
10年1月	全国介護保険担当課長会議2〔国〕
4月	福祉部介護保険課設置（1係2担当主査）〔区〕 「介護支援専門員に関する省令」公布〔国〕 全国介護保険担当課長会議3〔国〕
6月	10年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕
7月	全国介護保険担当課長会議4〔国〕
8月	足立区高齢者実態調査の実施（高齢者一般・要援護高齢者）〔区〕
9月	第1回介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕
10月	要介護認定モデル事業（平成10年度高齢者介護サービス体制整備支援事業）実施〔区〕
12月	全国介護保険担当課長会議5〔国〕 10年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕 「介護保険法施行令」「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」公布〔国〕
11年1月	足立区高齢者実態調査の実施（若年者一般）〔区〕 全国介護保険担当課長会議6〔国〕
2月	足立区介護保険事業者連絡会を設置し定期的に開催（継続中）〔区〕
3月	足立区高齢者実態調査結果公表〔区〕 10年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会および介護保険事業計画作成委員会開催〔区〕 「介護保険法施行規則」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」「介護保険の医療保険者の納付金算定等に関する省令」等の公布〔国〕
4月	福祉部介護保険課組織改正（4係・2担当係長）〔区〕

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
11年4月	介護保険制度説明会(区民対象)を住区センター等で順次開催(11年度～継続中) [区] 11年度第1回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 全国介護保険担当課長会議7 [国] 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の公布 [国]
5月	11年度第2回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
6月	11年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会および第3回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 居宅介護支援事業者指定受付開始 [都]
7月	第4回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 「東京都足立区介護認定審査会の委員の定数等を定める条例」制定 [区] 第2回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都]
8月	要介護・要支援認定申請受付開始(特養施設入所者、一般10月～) [区] サービス事業者指定受付開始 [都] 全国介護保険担当課長会議8 [国] 11年度第5回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
9月	介護保険法および介護保険法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布 [国] 足立区介護認定審査会委員(第1期)委嘱 [区] 介護保険電算システム資格記録管理・受給者管理システム稼動 [区] 全国介護保険担当課長会議9 [国] 11年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会および第6回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 足立区介護保険事業計画中間報告公表 [区]
10月	介護療養型医療施設の指定受付開始 [都] 要介護・要支援認定審査開始 [区] 社会保険庁より特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 与党3党より介護制度に関する申し入れ [国]
11月	与党3党申し入れに対する政府の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策(保険料徴収の半年間延期およびその後1年間半額、訪問介護利用者に対する利用料7%減免等)」発表 [国] 足立区介護保険事業計画中間報告に対する公聴会を区内5ヵ所で順次開催 [区] 全国介護保険担当課長会議10 [国] 要介護・要支援認定結果通知発送開始 [区]
12年1月	11年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会および第7回介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布 [国] 11年度第8回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区]
2月	全国介護保険担当課長会議11 [国] 介護報酬等告示 [国]
3月	被保険者証一斉交付(1号被保険者) [区]

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
12年3月	全国介護保険担当課長会議 12 [国] 区分支給限度額一本化について医療福祉審議会へ諮問 [国] 11年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会および第8回足立区介護保険事業計画作成委員会開催 [区] 東京都介護保険事業支援計画策定 [都] 足立区老人福祉計画(改定)および足立区介護保険事業計画(12～16年度)策定 [区] 足立区介護保険関連条例制定 [区] 足立区高齢社会対策基本条例、足立区地域保健福祉推進協議会条例、足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例制定 [区] 介護保険電算システム全面稼働 [区]
4月	介護保険法施行(4月1日) [国] 足立区介護保険条例および関係条例施行(4月1日) [区] 福祉部介護保険課から区民部介護保険課(5係・1担当係)に組織改正 [区] 「食費特定標準負担減免認定証」「旧措置入所者利用負担減免認定証」「訪問介護負担減免認定証」を該当者に送付 [区]
5月	都国民健康保険団体連合会に対して受給者異動連絡票データ送付開始 [区] 社会保険庁より10月からの特別徴収対象者情報受付→突合処理 [区] 都国民健康保険連合会による審査支払事務開始(給付費支払→約3割がエラー) [都]
6月	十三大都市介護保険担当課長会議開催 [都]
7月	12年度10月分からの保険料賦課決定通知書を被保険者に郵送 [区]
8月	医療福祉審議会が区分支給限度額の一本化(14年1月実施)についての了承(訪問通所サービスの支給限度額の短期入所の利用限度日数への振替措置の推進も併せて了承) [国] 社会保険庁に対し特別徴収者依頼情報を送付 [区] 全国介護保険担当課長会議 13 [国]
9月	12年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 「介護保険制度の定着へ向けた改善方策について」与党合意 [国]
10月	保険料普通徴収者に対して12年度分保険料納付書を郵送 [区]
11月	第3回介護支援専門員実務研修受講試験実施 [都] 全国介護保険担当課長会議 14 [国] 12年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区] 12年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
12月	高額介護サービス費支給開始 [区] 訪問通所サービスおよび短期入所サービスの支給限度額一本化に係る関係法令公布 [国]
13年1月	居宅介護サービス費区分支給限度額および居宅支援サービス費区分支給限度額基準額改正(ショートステイ利用日数の拡大) [国]
2月	12年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区] 全国介護保険担当課長会議 15 [国] 介護支援専門員新任研修実施 [区]
4月	家族介護慰労金支給開始 [区]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区 の 動 き
13年4月	訪問調査員研修実施（偶数月実施 計6回）〔区〕 介護支援専門員現任研修開始（全7回）〔区〕
5月	あだち1万人の介護者家族会発足〔区〕 13年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕
7月	13年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
8月	足立区介護保険事業者連絡会開催〔区〕
9月	13年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
10月	介護保険料本来額徴収開始〔国〕 13年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕
11月	要介護認定モデル事業実施〔国〕 平成13年度介護支援専門員実務研修受講試験実施〔都〕 介護認定審査会支援システム稼動〔区〕 足立区介護保険事業者連絡会開催（2回）〔区〕 足立区介護サービス事業者連絡協議会設立〔区〕
14年1月	支給限度額一本化開始〔国〕
2月	介護支援専門員新任研修開始（全4回）〔区〕 13年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕 13年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
3月	足立区介護保険事業者ガイド、足立区介護保険地域サービスマップ発行〔区〕 足立区介護保険事業者連絡会開催〔区〕
4月	介護保険サービス利用者負担額の軽減措置事業（都制度）開始〔区〕 第2期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施〔区〕
6月	14年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕
7月	14年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
8月	14年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
10月	14年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕 14年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
11月	14年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
15年1月	14年度第5回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
2月	足立区介護保険事業者連絡会開催〔区〕 14年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕
3月	保険料の自動電話催告システム稼動開始〔区〕
4月	介護報酬改定〔国〕 要介護認定一次判定ソフト改訂〔国〕 生活困難者に対する保険料の軽減制度（区独自）実施〔区〕
7月	15年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕 15年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催〔区〕
9月	足立区介護保険事業者連絡会開催〔区〕
10月	15年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催〔区〕 介護保険制度の見直しに向けた東京都からの提案（試案）〔都〕
12月	介護サービス利用者アンケート調査の実施〔区〕
16年1月	介護制度改革本部設置〔国〕

年月	国・都・区 の 動 き
16年2月	15年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
3月	15年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] くらしいきいき介護保険－在宅介護のための介護保険活用読本－の作成 [区] 介護給付適正化特別対策事業報告書の作成 [区]
4月	要介護認定有効期間の拡大 [区]
6月	16年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
7月	16年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
8月	足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
11月	16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区] 16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
12月	介護給付費適正化特別対策事業－介護給付費通知－の実施 [区]
17年1月	介護保険制度改革の円滑な実施に向けた東京都からの提案 [都]
2月	介護保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定 → 国会提出 [国] 16年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険専門部会開催 [区]
3月	第3期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区] 16年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 中高年からの介護予防読本－すばらしい「老い」を求めて－の作成 [区]
4月	区民部介護保険課から福祉部介護保険課（5係・2担当係）に組織改正 [区] 足立区介護サービス事業者ガイドブック、ハートページの発行 [区]
7月	17年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 17年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
8月	一足立区介護保険の施策を考える－の作成 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
9月	17年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
10月	改正介護保険法施行 [国]
11月	17年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 要介護認定モデル事業実施 [国]
12月	17年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
18年2月	17年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	17年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 足立区介護保険事業者連絡会開催 [区]
4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
7月	18年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 18年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始 [国]
11月	厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする [国] 18年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 18年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
19年1月	18年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	18年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国・都・区 の 動 き
19年7月	19年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
	19年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
10月	足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱施行 [区]
11月	19年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
20年1月	19年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	19年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 第4期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査実施 [区]
4月	元気応援ポイント事業開始 [区]
7月	20年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
9月	20年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 要介護認定モデル事業実施 [区]
10月	20年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
11月	20年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区] 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（中間報告）公聴会・パブリックコメント実施 [区] 「介護の日」制定記念事業実施（9月～12月） [区]
12月	20年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 20年度第5回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
21年2月	20年度第6回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行 [国] 介護報酬プラス3%改定の政府決定 [国] 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付 [国] 20年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
4月	改正介護保険法施行 [国] 介護報酬改定 [国] 要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始 [国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行 [区]
5月	裁判員制度家族支援事業実施 [区]
7月	21年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 21年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
9月	介護従事者処遇改善交付金の実施 [都]
10月	要介護認定の調査方法一部見直し [国] 介護保険料のコンビニエンス収納開始 [区]
11月	介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
12月	21年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
22年2月	21年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催 [区]
3月	21年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
6月	「指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について（小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児（者）受け入れ事業） [国]

年月	国・都・区 の 動 き
22年7月	22年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区]
9月	22年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] 「特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準について」の一部改正について (ユニット個室の床面積の変更等) [国]
11月	22年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 介護従事者永年勤続褒賞事業実施 [区]
23年2月	22年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] 第5期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査および日常生活圏域ニーズ調査を実施 [区]
3月	22年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催 [区] 東日本大震災に伴う保険料および利用料の取り扱いに関する通知を发出[国]
4月	保険料の電子収納サービス (マルチペイメント) の運用開始[区]
5月	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間および要支援認定有効期間の特例に関する省令の公布および施行[国]
6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布[国] (施行 H24. 4. 1) ○新たなサービスの創設 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ○財政安定化基金の特例 (基金の取崩) ○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為 (喀痰吸引等) の実施 ○保険料段階3段階の特例 など
7月	23年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] (給付分析、給付見込、保険料の推計を報告) 23年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (同上)
8月	指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正[国] (施行 H23. 9. 1) (「一部ユニット型施設」を廃止し、別々の施設として認可・指導等を行う)
9月	23年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] (高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画中間報告審議)
10月	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令[国] (施行 H24. 4. 1) (施設基準等の条例委任に伴う改正…従うべき基準・標準・参酌すべき基準) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律およびそれに伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行[国] (サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、サービス付き高齢者向け住宅における住所地特例の適用、適合高専賃の廃止等) 中間報告公聴会・説明会実施[区]
11月	足立区地域福祉推進協議会へ第5期介護保険料諮問[区] 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
12月	23年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] (第5期介護保険料に関する国から新たに示された事項、公聴会実施結果を報告) 23年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (同上)

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
24年1月	社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定[国]（介護報酬改定率1.2%）
2月	23年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第5期介護保険料の設定について審議） 23年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（同上） 足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第5期介護保険料答申[区]（保険料基準額5,570円） 23年度第5回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定案審議）
3月	あだち広報特集号を発行（介護保険料改定について） 23年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画策定案審議）
4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行（施行H24.4.1） ○新たなサービスの創設 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ○財政安定化基金の特例（基金の取崩） ○介護福祉士・認定特定行為業務従事者による特定行為（喀痰吸引等）の実施 など 改正介護保険法施行[国] 介護報酬改定[国] 介護保険条例、施行規則の一部改正施行[区] ○第1号被保険者の段階区分の変更（第10段階から第12段階へ変更） ○保険料の特例第3段階の新設 ○段階別保険料額の改正 介護保険料滞納整理専門員の配置[区]
5月	24年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
7月	24年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など）
8月	24年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準の策定、足立区介護保険サービスにかかわる足立区独自報酬改定要綱の改正 など）
12月	24年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例案 など） 24年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など） 足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例、施行規則の制定[区]
25年2月	東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長[国] 24年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（地域密着型サービス事業者公募の選定結果 など）

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
25年3月	24年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定 など)
4月	社会保障審議会介護保険部会[国] (社会保障制度改革国民会議の議論について)
5月	社会保障審議会介護保険部会[国] (市町村での体制整備、保険者機能の関係について)
6月	社会保障審議会介護保険部会[国] (在宅サービスについて、施設サービス等について、介護人材の確保について、認知症施策について、制度関係について)
7月	25年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] (地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など)
8月	25年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (地域密着型サービスを行う事業所の選定及び新規指定の内定 など)
8月	社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ[国] (介護保険制度改革) ○一定以上の所得のある利用者の負担は引き上げるべき。 ○食費や居住費についての補足給付の支給には資産を勘案すべき。 ○特養は中重度に重点化を図るとともに、デイサービスは重度化予防に効果がある給付への重点化を図るべき。 ○低所得者の1号保険料について、軽減措置を拡充すべき。 ○介護納付金について、負担の公平化の観点から、総報酬額に応じたものとすべきだが、後期高齢者支援金の状況も踏まえつつ検討。 ○引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組む必要。
9月	社会保障審議会介護保険部会[国] (社会保障制度改革国民会議報告書等について、地域包括ケアシステムの構築に向けて) 社会保障審議会介護保険部会[国] (生活支援・予防給付等について、認知症施策の推進について、介護人材の確保について) 社会保障審議会介護保険部会[国] (在宅サービス関係について、施設サービス関係について)
9月	社会保障審議会介護保険部会[国] (低所得者の第1号保険料の軽減強化について、一定以上所得がある者の利用者負担について、補足給付について)
10月	社会保障審議会介護保険部会[国] (都市部の高齢化対策に関する検討会報告について) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案 (閣議決定、国会提出) [国]
11月	社会保障審議会介護保険部会[国] (更に議論が必要な項目について) 社会保障審議会介護保険部会[国] (更に議論が必要な項目について) 社会保障審議会介護保険部会[国] (とりまとめに向けた議論について)
12月	社会保障審議会介護保険部会[国] (介護保険制度の見直しに関する意見について) 25年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (平成25年度足立区介護保険事業実施状況(上半期) など)
26年1月	25年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区] (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について など)
3月	25年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区] (第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について など)

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
26年6月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布[国]</p> <p>○居宅サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけるものとする。 (施行 H28. 4. 1 までの間で政令で定める日) ・指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。 (施行 H30. 4. 1) <p>○施設サービス等の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とするものとする。 (施行 H27. 4. 1) ・サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。 (施行 H27. 4. 1) <p>○費用負担の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とするものとする。 (施行 H27. 8. 1) ・特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。 (施行 H27. 8. 1) ・市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。 (施行 H27. 4. 1) <p>○地域支援事業の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (施行 H27. 4. 1) ・地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。 <p>ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業</p> <p>イ 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業</p> <p>ウ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業 (施行 H27. 4. 1)</p> <p>○介護保険事業計画の見直しに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (施行 H27. 4. 1)

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
26年7月	26年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者実態調査報告（速報）など）
	26年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第6期介護保険事業計画における保険料の設定について（諮問）、高齢者実態調査報告（速報） など）
8月	26年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者人口等の推計及び第5期介護事業の給付分析 など）
9月	「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の告示について[国]
11月	26年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告（案） など）
12月	<p>「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具専門相談員の要件の見直し ○第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直し ○介護保険料改定に当たって必要となる諸係数の改定 ○介護老人福祉施設等に係る給付対象となる要介護者の見直し関係（施行H27.4.1） <p>中間報告公聴会・説明会実施[区]</p> <p>高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]</p> <p>26年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画中間報告（案） など）</p>
27年1月	<p>「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について[国]</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について[国]</p> <p>26年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第6期介護保険事業計画における介護保険料の答申（保険料基準額 6,180円）、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の公聴会の実施結果、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案） など）</p>
2月	<p>社会保障審議会介護給付費分科会で介護報酬改定について審議決定[国]（介護報酬改定率-2.27%）</p> <p>26年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第6期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の公聴会の実施結果、足立区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（案） など）</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について[国]</p> <p>地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて[国]</p> <p>東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について[国]</p> <p>平成27年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて[国]</p>

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
27年3月	<p>26年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について[国]</p> <p>○介護保険法施行令の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費等の給付割合が80/100となる第一号被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行H27.8.1) ・自己負担限度額が44,400円となる要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る所得の基準を定めること。(施行H27.4.1) ・住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が住所地特例適用被保険者に対して行う地域支援事業に要する費用について、保険者市町村による費用の負担方法を定めること。(施行H27.4.1) <p>○介護保険法施行規則の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者に対して負担割合証を交付するものとする。こと。(施行H27.8.1) ・要介護認定及び要支援認定に係る更新時の有効期間に関して、現在は一部原則6か月、上限12か月となっているものを、一律に原則12か月、上限を24か月とすること。(施行H27.4.1)
4月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H27.4.1）[国]</p> <p>○予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行</p> <p>○特別養護老人ホームの入所基準を原則要介護3以上</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象</p> <p>介護報酬改定[国]</p> <p>介護保険条例、施行規則の一部改正施行[区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1号被保険者の段階区分の変更（第1段階から第14段階へ変更） ○段階別保険料額の改正 ○所得段階1段階の第1号被保険者の保険料軽減
7月	<p>27年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区介護保険条例の一部改正について など）</p>
8月	<p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H27.8.1）[国]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定以上の所得のある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げ ○特定入所者介護サービス費等の支給（補足給付）要件について、所得のほかに資産の状況も斟酌 <p>27年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区介護保険条例の一部改正（介護保険料額の改正）について、地域密着型サービスを行う事業者の指定更新について など）</p>
12月	<p>27年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について など）</p> <p>27年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について、地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について など）</p>

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
28年2月	27年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]
3月	27年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（特別養護老人ホームの公募における選定（内定）結果について など）
4月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H28.4.1）[国] ○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ○地域密着型通所介護の創設 定員18人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行[区]
6月	28年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について など）
7月	28年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者実施のサービス報酬単位等について など）
8月	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」のうち、介護保険法関係（施行H28.8.1）[国] ○低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加
10月	介護予防・日常生活支援総合事業開始[区]
11月	28年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（平成28年度足立区介護保険事業概要（平成27年度実績）について など） 第7期介護保険事業計画策定に伴う高齢者等実態調査を実施[区]
12月	28年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]
29年2月	28年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホーム整備・運営事業者の公募について など）
3月	28年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の選定結果について など）
4月	介護報酬改定[国] 介護保険条例の一部改正施行[区] ○介護保険料段階の所得指標見直し
5月	29年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（高齢者等実態調査の報告（速報値）について など）
6月	地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律公布[国]
7月	29年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について など） 29年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の設定、平成28年度足立区介護保険事業実施状況（速報値）について など）
8月	高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直し[国]
9月	29年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定スケジュール、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について など）
10月	第7期介護保険事業計画中間報告公聴会（5か所）、町自連への説明会（10か所）実施[区]

【資料3 足立区介護保険制度のあゆみ】

年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
29年11月	第7期介護保険事業計画中間報告パブリックコメント実施[区]
12月	29年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果、第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率（案）について など）
	29年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に伴う中間報告、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果、第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率（案）について など）
30年1月	29年度第5回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案（保険料基準額 6,580 円）、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（中間報告）へのパブリックコメントに対する区の考え方、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について など）
2月	29年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（第7期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案（保険料基準額 6,580 円）、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方、足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について など）
3月	29年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区地域包括ケアシステムの進捗状況について など）
4月	新たな介護保険施設「介護医療院」の創設[国]
7月	30年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（介護保険外サービスの自己負担割合変更について など）
	30年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域包括ケアシステムにおける在宅療養支援窓口の開設について）
8月	介護サービス利用者の自己負担割合3割開始[国]
11月	30年度第2回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（29年度介護保険事業の実績について、足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について、看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について など）
12月	30年度第2回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（29年度介護保険事業の実績について、足立区における介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型サービス導入と担い手養成研修の実施について、看取り期まで対応する小規模な地域の住まい支援事業の実施について など）
31年2月	30年度第3回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（基幹地域包括支援センターの移転について など）
3月	30年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（足立区地域包括ケアシステムビジョン（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び足立区地域包括ケアシステムビジョンの策定について など）
令和元年7月	元年度第1回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区]（介護のしごと相談・面接会の実施について、地域包括ケアシステムモデル事業の実施について など）
8月	元年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区]（地域包括ケアシステムモデル事業の実施について、「介護のしごと相談・面接会」の実施について など）

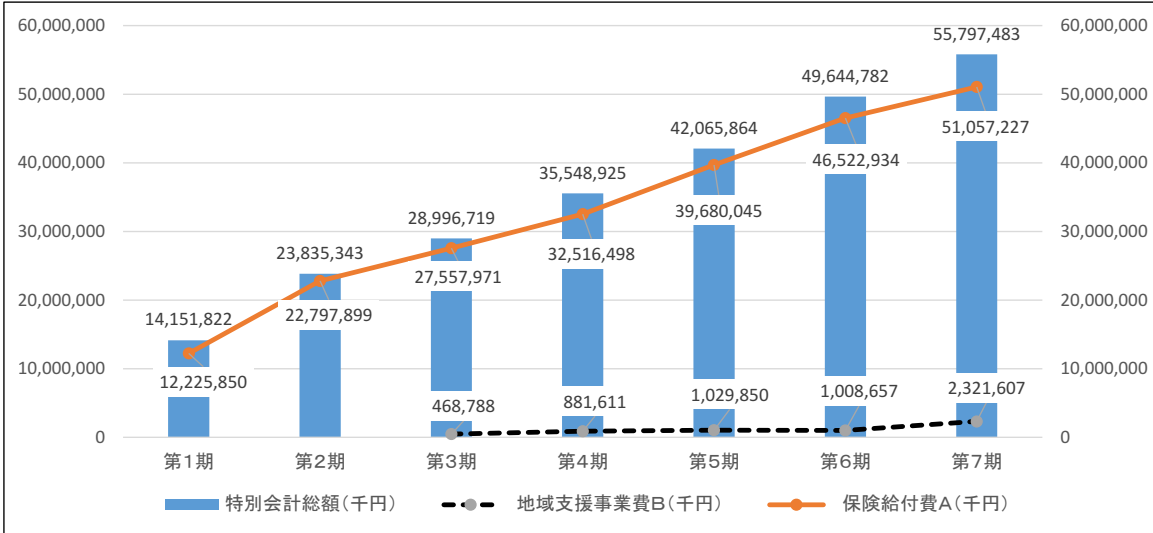
年月	国 ・ 都 ・ 区 の 動 き
11 月	元年度第 2 回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区](介護のしごと相談・面接会の実施及び実施結果について、足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について など)
12 月	元年度第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会開催[区](高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、「介護のしごと相談・面接会」の実施結果について、足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者等実態調査の実施について など)
2 年 2 月	元年度第 3 回介護保険・障がい福祉専門部会開催[区](特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募結果について など)

資料4 制度発足以来の推移

第1期（平成12年～14年）、第2期（平成15年～17年）、第3期（平成18年～20年）、
第4期（平成21年～23年）、第5期（平成24年～26年）、第6期（平成27年～29年）、
第7期（平成30年～令和2年）

※数値は、特に記載がない限り、各期初年度の4月1日現在

●特別会計における保険給付費と地域支援事業費

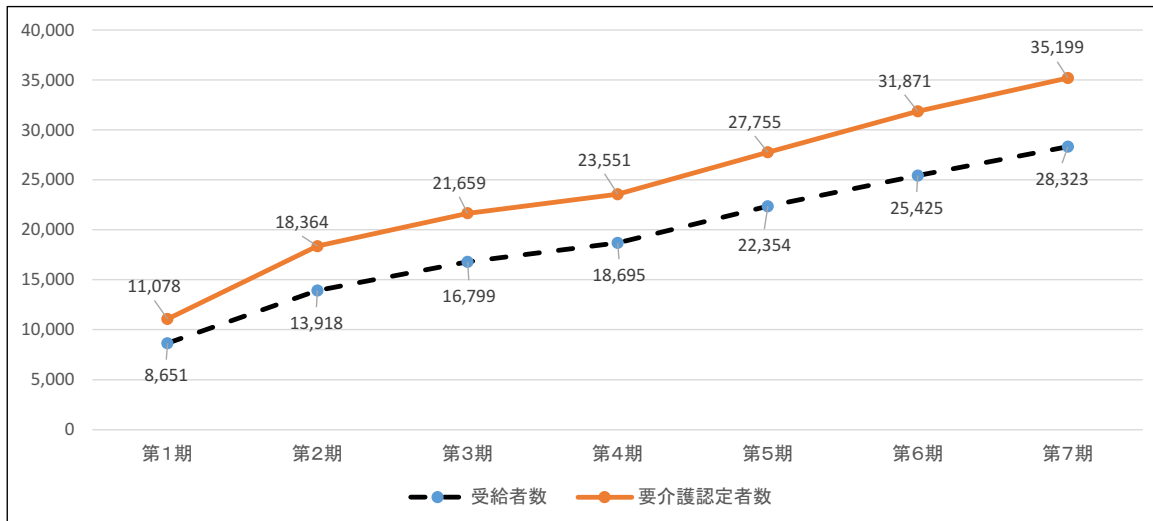


特別会計の総額（保険給付費・地域支援事業費のほかに事務的経費等を含む。）は、第1期の14,151,822千円から第7期の55,797,483千円へ、3.9倍に増えている。

保険給付費は、第1期の12,225,850千円から第7期の51,057,227千円へ、4.2倍となっている。

第3期から地域支援事業が始まり、その第7期の事業費は2,321,607千円と、特別会計総額の4.2%となっている。

●要介護・要支援認定者数と受給者数

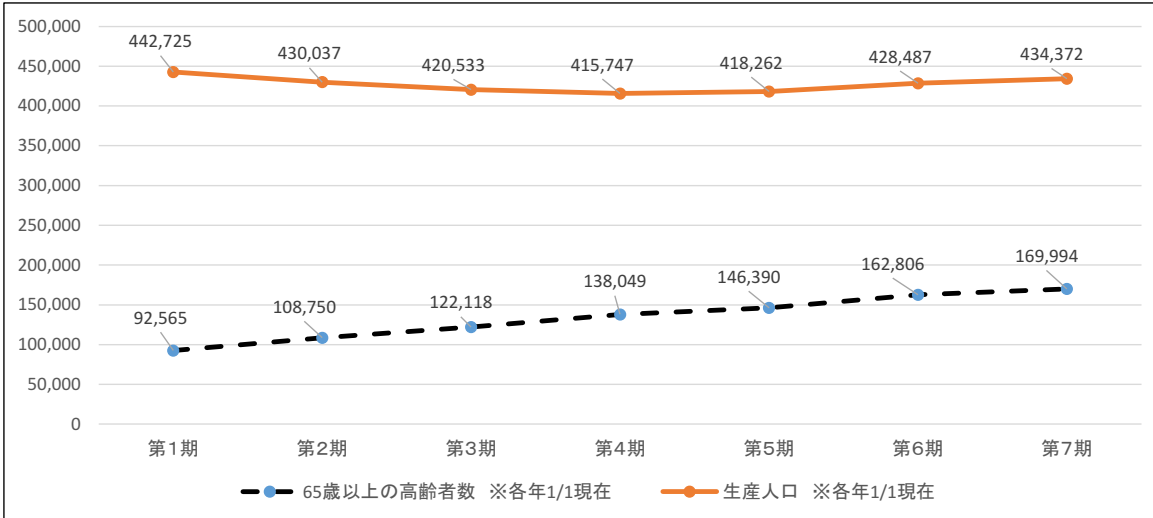


要介護・要支援認定者数は、第1期の11,078人から第7期の35,199人へ、3.2倍に増えている。

そのうち介護サービスの受給者数(各年5月月報:3月サービス分)は、第1期の8,651人から第7期の28,323人へ、3.3倍に増えている。

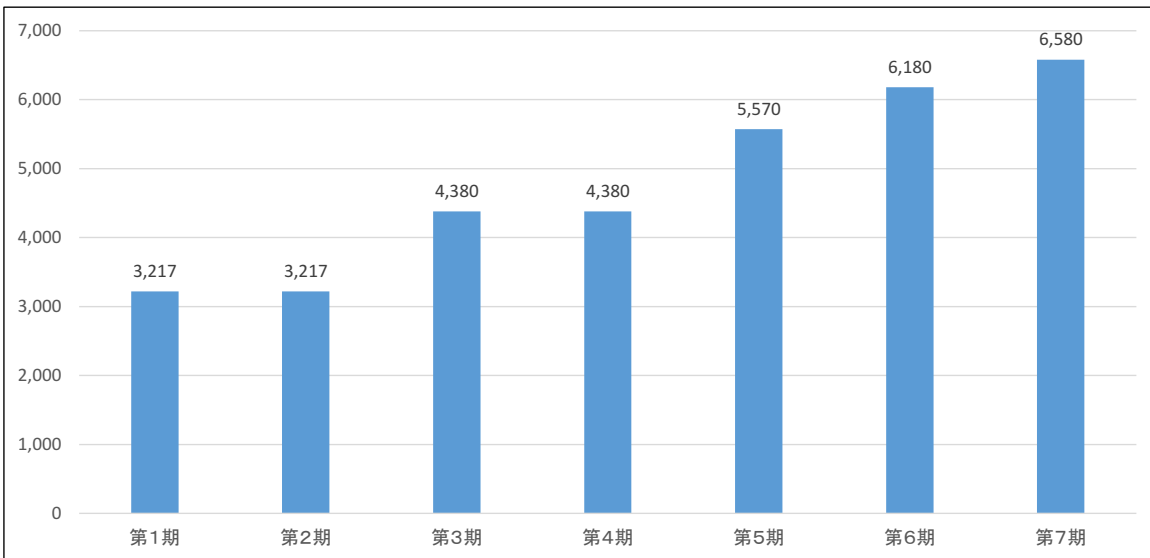
第7期では、受給者数は要介護・要支援認定者数の80.5%である。

●高齢者人口と生産人口



第1期においては、生産年齢人口は442,725人で、高齢者人口92,565人の4.8倍であった。第7期においては、生産年齢人口は434,372人で、高齢者人口169,994人の2.6倍となっている。

●介護保険料の基準月額



保険料の基準月額は、第1期においては、3,217円であった。第7期においては、6,580円となっている。

令和2年9月 発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部

高齢者施策推進室長付 介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線2011

ADACHI CITY

令和 2 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>地域密着型サービスを行う下記事業者の新規指定を行ったので報告する（新規指定 5 事業所）。また、廃止届出が提出されたので廃止した事業者についても報告する（廃止 4 事業所）</p> <p>新規指定 5 事業所</p> <p>1 新規事業所 【地域密着型通所介護】（南西地区） 事業所所在地 宮城一丁目 1 6 番 1 3 号 運営法人 株式会社 ノーウェア 事業所名 デイサービスセンターなご家 江北橋サービス 利用定員 1 0 名 指定年月日 令和 2 年 7 月 1 日</p> <p>2 新規事業所 【地域密着型通所介護】（南西地区） 事業所所在地 梅田三丁目 1 7 番 1 3 号 運営法人 株式会社 ステップぱーとなー 事業所名 ステップぱーとなー 梅島 利用定員 1 5 名 指定年月日 令和 2 年 8 月 1 日</p> <p>3 新規事業所 【看護小規模多機能型居宅介護】（北西地区） 事業所所在地 東伊興三丁目 2 1 番 5 号 フューチャー本社ビル 3 階 4 階 運営法人 株式会社 やさしい手 事業所名 看多機かえりえ竹ノ塚 利用定員 登録 2 9 名 通い 1 8 名 泊まり 9 名 指定年月日 令和 2 年 1 0 月 1 日</p> <p>4 新規事業所 【地域密着型通所介護】（北西地区） 事業所所在地 西保木間二丁目 6 番 4 号 運営法人 株式会社 V I パートナーズ 事業所名 パートナーケア笑がお西保木間 利用定員 1 0 名 指定年月日 令和 2 年 1 1 月 1 日</p>

5 新規事業所 【地域密着型通所介護】（北西地区）

事業所所在地 鹿浜八丁目4番7号
シャトレエレガン101
運営法人 株式会社 ZEN
事業所名 デイサービス そら
利用定員 10名
指定年月日 令和2年11月1日

廃止事業所 4 事業所

1 廃止事業所 【地域密着型通所介護】（南西地区）

事業所所在地 梅田三丁目17番13号
運営法人 ビックエル株式会社
事業所名 リハビリデイサービスnagomi梅島店
利用定員 15名
廃止年月日 令和2年7月31日

2 廃止事業所 【地域密着型通所介護】（北東地区）

事業所所在地 花畑三丁目26番16号
運営法人 株式会社デイサービス
事業所名 デイサービス桜花乃郷 花畑の家
利用定員 10名
廃止年月日 令和2年7月31日

3 廃止事業所 【地域密着型通所介護】（北東地区）

事業所所在地 保木間三丁目33番6号
運営法人 株式会社さくらさくらケア
事業所名 さくらさくらケアデイサービス
利用定員 10名
廃止年月日 令和2年9月4日

4 廃止事業所 【地域密着型通所介護】（北西地区）

事業所所在地 伊興四丁目4番13号
運営法人 株式会社 デルソル
事業所名 デイサービス福寿 竹ノ塚
利用定員 10名
廃止年月日 令和2年10月31日

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和2年度「障害者週間」の取り組みについて
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉センター
内容	<p>障害者基本法が定める障害者週間（12月3日から9日）にあわせ、毎年、障がい者（児）の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、一般区民への理解と啓発を目的として「足立区障がい者週間記念事業」を行ってきた。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、記念事業は中止とし、区民理解と啓発に特化した取り組みを行った。</p> <p>1 令和2年度の実施内容</p> <p>(1) ポスター、チラシによる周知</p> <p>障がい者に関するマークを紹介するポスターとチラシを作成し広く周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター <ul style="list-style-type: none"> 【配布数】 700枚 【掲示先】 駅、はるかぜ、区内小中学校、高校、大学、住区センター、障がい福祉施設、介護保険施設等 ・ チラシ <ul style="list-style-type: none"> 【配布数】 20,000枚 【配布先】 駅、区民事務所、図書館、障がい福祉施設、地域包括支援センター等 <p>(2) ホームページによる周知</p> <p>「障害者週間」特集ページを設け、障がい者の福祉についての関心と理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に行われた記念事業の概要や障がい者アート展への出展作品の掲載 ・ 障がい者、区民それぞれを対象とした障がい関連情報ページへのリンク集作成 <p>(3) あだち広報、SNSによる周知</p> <p>あだち広報「11月25日号」、TwitterやFacebookで障がい者の身近な情報を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に関するマークの紹介 ・ 障がい者ピアサポーターへのロングインタビューの掲載 <p>※ ピアサポーターとは、自らの体験に基づいて他者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする人のこと。</p>

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給について												
所管部課	福祉部 親子支援課												
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、国の令和2年度第2次補正予算に基づく「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給する。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) 基本給付 児童扶養手当を受給している世帯等への給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付対象となる方</th> <th>想定世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方（申請不要）</td> <td>約5,800 世帯</td> </tr> <tr> <td>イ 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止している方（申請要）</td> <td>約1,200 世帯</td> </tr> <tr> <td>ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（申請要）</td> <td>約3,300 世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付対象となる方</th> <th>想定世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 支給対象者（1）のアまたはイに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（申請要）</td> <td>約7,000 世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支給対象者への案内</p> <p>(1) ひとり親を対象とする手当（児童扶養手当・児童育成手当）認定者に対して、対象者宛案内通知等を送付済</p> <p>(2) ひとり親を対象とする手当の認定を受けていないひとり親世帯に対して、広報・ホームページ等にて周知済</p>	給付対象となる方	想定世帯数	ア 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方（申請不要）	約5,800 世帯	イ 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止している方（申請要）	約1,200 世帯	ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（申請要）	約3,300 世帯	給付対象となる方	想定世帯数	1 支給対象者（1）のアまたはイに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（申請要）	約7,000 世帯
給付対象となる方	想定世帯数												
ア 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方（申請不要）	約5,800 世帯												
イ 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止している方（申請要）	約1,200 世帯												
ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（申請要）	約3,300 世帯												
給付対象となる方	想定世帯数												
1 支給対象者（1）のアまたはイに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方（申請要）	約7,000 世帯												

3 支給額

- (1) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- (2) 追加給付 1世帯5万円

4 支給方法

- (1) ひとり親を対象とする手当認定者に対しては登録口座へ入金
- (2) ひとり親を対象とする手当を受給していないひとり親世帯に対しては申請口座へ入金

5 申請期間

令和2年7月10日（金）から令和3年2月26日（金）

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・**情報連絡事項** >

件名	児童扶養手当と障害年金の併給調整の制度改正について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	<p>1 概要</p> <p>現行制度では、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できない。</p> <p>令和2年6月の児童扶養手当法の改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、児童扶養手当額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当から受給することができるように見直された。</p> <p>2 対応</p> <p>(1) 区広報等にて周知</p> <p>(2) 制度改正により、児童扶養手当を申請することで新たに手当を受給できる可能性のある方に対して申請勧奨通知を発送</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>令和2年12月 区広報・区ホームページ掲載、豆の木メール送信</p> <p>令和2年12月 申請勧奨通知を発送</p> <p>令和3年 3月 年金額変更入力処理</p> <p>令和3年 4月 年金額変更による手当額変更通知を発送</p> <p>令和3年 5月 変更後手当額支払い</p>

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	熱中症及びデング熱対策の取組み結果について
所管部課	衛生部 衛生管理課
内容	<p>今年度の熱中症及びデング熱（※）対策の取組み結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ デング熱とは、ヒトスジシマカなどの蚊が媒介する感染症であり、ウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する。感染すると、おおむね3日から7日の潜伏期間後、発熱や発疹、頭痛、関節痛などの症状が起こる。</p> <p>1 庁内会議の開催について</p> <p>(1) 「足立区熱中症及びデング熱対策調整会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 令和2年4月（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催） 今年度の取組みの確認 ・ 第2回 令和2年11月20日（金） 今年度の取組み結果及び実績の確認 <p>2 熱中症対策について</p> <p>(1) 区民への情報提供と注意喚起</p> <p>ア あだち広報・区ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月25日号・区ホームページ 注意喚起の記事を掲載した。 ・ 6月25日号 「熱中症×新型コロナウイルス」記事を掲載し、コロナ禍における熱中症への注意喚起を行った。 <p>イ A-メール配信</p> <p>環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）速報において、当日の予報及び実測値が危険水準（WBGT31度以上）に達した際に、「夏の重要なお知らせ」登録者に対してA-メールで通知した。</p>

【参考】

A-メール配信回数（暑さ指数速報の実測値が危険水準（WBGT 31度以上）に達した回数）

	6月	7月	8月	9月	合計
R2年度	0回	1回	24回	4回	29回
R1年度	0回	5回	21回	6回	32回
30年度	0回	17回	17回	0回	34回

ウ 防災行政無線放送

夜間の熱中症を未然に防ぐため、7月1日から8月31日まで、夕焼け放送の後に注意喚起の放送を行った。

なお、9月1日から18日の平日については、引き続き残暑を受け、午後2時までに暑さ指数速報の実測値が危険水準（WBGT 31度以上）に達した場合に、当日の夕焼け放送後に注意喚起放送を流す体制を整え、3回放送した。

エ 大塚製薬(株)との熱中症対策に関する連携協定に基づく取組み
動画視聴プログラムを利用した熱中症予防啓発や、オンデマンド方式での「熱中症アドバイザー養成講座」を実施した。

オ その他

啓発用チラシの配布やポスターの掲示、施設利用者への情報提供等により、区民に対して注意喚起を行った。

(2) 熱中症による被害状況

ア 足立区内救急搬送人員数

	6月	7月	8月	9月	合計
R2年度	38人	25人	291人	34人	388人
R1年度	6人	62人	273人	45人	386人
30年度	17人	325人	171人	7人	520人

※ R2年度は速報値、その他は確定値

イ 足立区内死亡者数

	合計
R2年度	17人
R1年度	9人
30年度	18人

※ R2年度は速報値、その他は確定値

3 デング熱対策について

(1) 区民への情報提供と注意喚起

デング熱の注意喚起のため、ポスターの掲示を行った。

(2) 区道の雨水マス等への薬剤投入

ア 4月20日からの1週間を強化週間とし、工事課・公園管理課・生活衛生課の3課で足並みを揃えて、区道の雨水マス等への薬剤投入を実施した(543か所)。

イ 5～9月末までに、昨年度に清掃及び成長抑制剤の投入を行った区道の雨水マスと、今年度新たに区民要望のあった区道の雨水マスに対して、清掃と成長抑制剤の投入を行った(1,241か所)。

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>ロタウイルスワクチンの定期接種について</p>
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 保健予防課</p>
<p>内容</p>	<p>令和2年10月1日からロタウイルスワクチンの定期接種を開始した。</p> <p>1 開始時の対象者 令和2年8月以降に生まれた0歳児</p> <p>2 ワクチン接種間隔及び接種回数等 ワクチンは2種類あり、用法及び用量に違いがある。</p> <p>① ロタリックス 27日以上の間隔をおいて2回経口接種、接種量は毎回1.5ml</p> <p>② ロタテック 27日以上の間隔をおいて3回経口接種、接種量は毎回2ml</p> <p>3 定期接種対象月齢</p> <p>① ロタリックス 生後6週から生後24週まで</p> <p>② ロタテック 生後6週から生後32週まで</p> <p>※ 標準的な初回接種は生後2月から生後14週6日まで</p> <p>※ 既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。</p>

令和 2 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

< 審議事項・報告事項・**情報連絡事項** >

件名	青少年実態調査の実施について
所管部課	子どもの貧困対策担当部 子どもの貧困対策担当課 総合事業調整担当部 総合事業調整担当課
内容	<p>中学校卒業後の青少年の実態と課題を把握し、支援の在り方を検討するため、実態調査を実施する。</p> <p>1 調査目的 区では、「全ての子どもたちの現在および将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現」を目指し、取り組みを進めてきた。一方、中学校卒業後の若年者の情報は区で把握することが難しく、特に高校等の中退者や無業の若年者への支援が課題となっている。課題を把握し、適切な支援の在り方を検討するための基礎データを得ることを目的とする。</p> <p>2 調査対象 15歳から16歳の区民及びその保護者</p> <p>3 対象者の抽出 住民基本台帳から無作為抽出</p> <p>4 対象者数 1,000組 2,000人</p> <p>5 調査方法 郵送配布、郵送・WEB回答法</p> <p>6 調査時期 令和3年1月</p> <p>7 謝礼 回答者に1,000円のQUOカード</p> <p>8 調査票 子ども票（別添、情報連絡事項8-1） 保護者票（別添、情報連絡事項8-2）</p>

足立区 青少年実態調査(案)

<回答にあたってのご注意>

- この質問票は、封筒の宛名の方がご自分でお答えください。
ご家族に見せる必要はありません。
- ご回答は、次の要領で行ってください。
 - (1) お答えは、選択肢の中から当てはまる番号に○印を付けてください。
 - (2) ご回答いただく○の数は、設問ごとに(○はひとつだけ)、(○はいくつでも)など指定していますので、それに合わせて回答してください。
 - (3) 「その他」に当てはまる場合は、() 内に具体的に内容を記入してください。
 - (4) 答えにくい質問には、無理にお答えいただかなくても結構です。
- ご記入いただいたアンケート用紙は、●色の封筒に三つ折りにして入れて封をし、保護者の方の封筒と一緒に、返送用の大きい封筒に入れて郵送してください。
- インターネットでも回答できます。アンケート用紙と一緒にお送りした「ご協力をお願い」をご覧ください。

あなたの普段の生活についておたずねします

問1 あなたの性別を教えてください（○はひとつだけ）。

- | | | |
|------|------|--------|
| 1. 男 | 2. 女 | 3. その他 |
|------|------|--------|

問2 あなたは朝食を食べますか（○はひとつだけ）。

- | | | | |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 1. 毎日食べる | 2. ときどき食べない | 3. ほとんど食べない | 4. 全く食べない |
|----------|-------------|-------------|-----------|

問3 あなたは、食事のとき何を一番はじめに食べますか（○はひとつだけ）。

- | | | |
|-----------------|------------|------------|
| 1. ごはん・パンなど（主食） | 3. 野菜 | 5. 決まっていない |
| 2. 肉類、魚類 | 4. 汁もの・スープ | 6. わからない |

問4 あなたは、平日（学校や仕事に行く日）の夕食に何を食べますか。以下について、1週間あたりの回数で最もよくあるパターンを選んでください（それぞれ、○はひとつだけ）。

	毎日	週5～6日	週3～4日	週1～2日	週0日（なし）
(1) 家族が作った食事	1	2	3	4	5
(2) 自分で作った食事	1	2	3	4	5
(3) 飲食店での外食	1	2	3	4	5
(4) スーパーやコンビニ等の弁当・惣菜	1	2	3	4	5
(5) その他（ ）	1	2	3	4	5
(6) 夕食を食べない	1	2	3	4	5

問5 あなたが平日（学校や仕事に行く日）の朝起きる時間と夜寝る時間を教えてください（それぞれ、○はひとつだけ）。

朝起きる時間	
1. 午前6時前	4. 午前8時台
2. 午前6時台	5. 午前9時台
3. 午前7時台	6. 午前10時以降

夜寝る時間	
1. 午後9時前	4. 午後11時台
2. 午後9時台	5. 午前0時台
3. 午後10時台	6. 午前1時以降

問6 あなたは、学校の授業やお仕事以外で、30分以上の運動や体を動かすことが、1週間あたりでどれくらいありますか（○はひとつだけ）。

※ 例：ランニング・自転車・サッカー・野球・空手・剣道・体操・バレエ・水泳 など

※ 部活動やサークル活動も回数に含めてください

- | | | |
|----------|---------|-------|
| 1. 全くしない | 3. 3～4日 | 5. 毎日 |
| 2. 1～2日 | 4. 5～6日 | |

問7 あなたは1日あたりどれくらい歯みがきをしますか（○はひとつだけ）。

1. 1日3回以上	3. 1日1回	5. わからない
2. 1日2回	4. 毎日はみがかない	

問8 あなたは、パソコンやタブレット（iPadなど）を持っていますか（○はひとつだけ）。

1. 自分専用のものを 持っている	2. 自分専用ではないが、 家族共用のものがある	3. 持っていない
----------------------	-----------------------------	-----------

問9 あなたのご家庭にインターネット接続環境はありますか（○はひとつだけ）。

1. ある	2. ない
-------	-------

問10 あなたはふだん、以下の家事をどれくらいしますか（それぞれ、○はひとつだけ）。

(1) 洗濯、掃除、料理、片付けなど		(2) 家族の世話や介護	
ア 1週間あたり	イ 1日あたり	ウ 1週間あたり	エ 1日あたり
1. 毎日	1. 2時間以上	1. 毎日	1. 2時間以上
2. 5～6日	2. 1～2時間未満	2. 5～6日	2. 1～2時間未満
3. 3～4日	3. 1時間未満	3. 3～4日	3. 1時間未満
4. 1～2日		4. 1～2日	
5. 全くしない		5. 全くしない	

学校や勉強のことについておたずねします

中学校卒業後に、高等学校・専門学校など（中学校卒業後に進学する学校）に通っている方、通ったことのある方にお聞きします。

- ※ 転学・編入学により学校を変更された場合は、現在通っている学校についてお答えください。
- ※ 退学して現在学校に通っていない場合は、通っていた学校についてお答えください。
- ※ 中学校卒業以降、学校に在籍していない方は問●へお進みください。

問11 学校選択について、あなたは満足していますか（○はひとつだけ）。

1. 満足	2. どちらかといえば満足	3. どちらかといえば不満	4. 不満
-------	---------------	---------------	-------

問12 学校を決めたのはどのような理由からですか（○はいくつでも）。

1. 自宅から通いやすい	7. 授業についていけそうだった
2. 教育の質が高いと思った	8. 合格できそうだった
3. 教育方針が気に入った	9. 上位の志望校に合格しなかった
4. 学校の雰囲気よかった	10. 近くに良い学校がなかった
5. 中学校の先生にすすめられた	11. 金銭的に選択肢がなかった
6. 塾・家庭教師の先生にすすめられた	12. その他

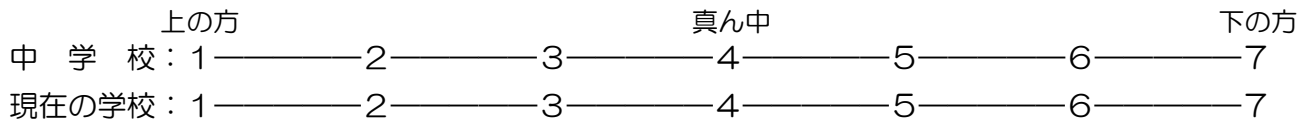
問13 あなたは、学校の授業が分からないことがありますか（ありましたか）（○はひとつだけ）。

1. いつもわかる	3. あまりわからない	5. ほとんどわからない
2. だいたいわかる	4. わからないことが多い	

(1) 問 13で「4. わからないことが多い」または「5. ほとんどわからない」を選んだ方にお聞
 きます。いつごろから、授業がわからなくなりましたか (○はひとつだけ)。

- | | | |
|------------------|----------------|---------------|
| (1) 小学校 1・2 年生の頃 | (4) 中学校 1 年生の頃 | (7) 高校 1 年生の頃 |
| (2) 小学校 3・4 年生の頃 | (5) 中学校 2 年生の頃 | (8) わからない |
| (3) 小学校 5・6 年生の頃 | (6) 中学校 3 年生の頃 | |

問 14 あなたの成績は、学年の中で以下のどれくらいにあたりますか (それぞれ、○はひとつだけ)。



問 15 通っている (通っていた) 学校での生活について、教えてください
 (それぞれ、○はひとつだけ)。

	とても そう 思う	まあ そう 思う	どちら でも ない	あまり そう 思わ ない	全く そう 思わ ない
(1) クラスの雰囲気が好きである	1	2	3	4	5
(2) 担任の先生が好きである	1	2	3	4	5
(3) 学校が楽しいと思っている	1	2	3	4	5
(4) 学校の先生やクラスの友だちに挨拶をしている	1	2	3	4	5
(5) 担任の先生を信頼している	1	2	3	4	5
(6) クラスの友だちを信頼している	1	2	3	4	5
(7) 学校の行事に積極的に参加している	1	2	3	4	5
(8) 学校でよくイライラすることがある	1	2	3	4	5

問 16 中学校を卒業後に、高等学校や専門学校を退学したことがありますか (○はひとつだけ)。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問 16で「ある」と答えた方にお聞きます。

(1) 退学した理由について教えてください (○はいくつでも)。

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| (1) 進路変更 | (5) 周囲の問題行動 (いじめ・暴力など) |
| (2) 学業不振 | (6) 人間関係 |
| (3) 学校生活になじめなかった | (7) 病気やけが |
| (4) ご自身の問題行動
(いじめ・暴力・校則違反など) | (8) 経済的な理由 |
| | (9) 経済的な理由以外の家庭の事情 |
| | (10) その他 |

(2) 現在学校に通っていますか (○はひとつだけ)。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 通っている | 2. 通っていない |
|----------|-----------|

ア (2)で「通っている」と答えた方にお聞きします。
その学校の種類は次のうちどれですか (○はひとつだけ)。

(ア) 全日制	(イ) 定時制	(ウ) 通信制
---------	---------	---------

アルバイトなどのお仕事についておたずねします

問 17 あなたは、収入を伴う仕事 (在学中のアルバイトを含む) をしていますか (○はひとつだけ)。

1. している	2. していない →問 24 へ
---------	------------------

問 18~23 は、収入を伴う仕事 (在学中のアルバイトを含む) をしている方への質問です。

問 18 あなたの現在のお仕事の雇用形態を教えてください。複数のお仕事をお持ちの場合は、主な仕事についてお答えください (○はひとつだけ)。

1. 勤め (常勤)	4. 自営業・家業
2. 勤め (パート・アルバイト・派遣)	5. 内職
3. 日雇い (日雇い派遣含む)	6. その他 ()

問 19 現在のお仕事から、平均して毎月どれくらいの収入 (手取り) がありますか (○はひとつだけ)。

1. 1万円未満	5. 5~7万円未満
2. 1~2万円未満	6. 7~9万円未満
3. 2~3万円未満	7. 9~11万円未満
4. 3~4万円未満	8. 11万円以上
5. 4~5万円未満	9. わからない

問 20 お仕事からの収入は、どのように使っていますか。収入全体を 10 割として、以下の項目に使う割合を 0~10 の数字でお答えください。

	使用割合
(1) 自分の自由に使えるもの (貯金、将来に向けた勉強、遊び等)	() 割くらい
(2) 自分の生活に必要なもの (食事、洋服、スマホの通信等)	() 割くらい
(3) 自分の学費 (授業料や部活費など)	() 割くらい
(4) 自分の学校外でかかる習い事等 (塾など)	() 割くらい
(5) 家族の生活費 (自分以外の食費、水道光熱費、学費など)	() 割くらい

問 21 現在は、1週間あたり、また 1日あたり、平均してどのくらい働いていますか。残業時間も含めてお答えください (それぞれ、○はひとつだけ)。

1週間あたり		1日あたり	
1. 毎日	4. 1~2日	1. 8時間以上	4. 2~4時間未満
2. 5~6日		2. 6~8時間未満	5. 2時間未満
3. 3~4日		3. 4~6時間未満	

問 22 あなたがふだん働いている時間帯は、次のどれにあたりますか (○はいくつでも)。

1. 早朝 (5時~8時)	3. 夜間 (18時~22時)
2. 日中 (8時~18時)	4. 深夜 (22時~翌5時)

問 23 あなたは現在の仕事に満足していますか (○はひとつだけ)。

- | | | | |
|-------|---------------|---------------|-------|
| 1. 満足 | 2. どちらかといえば満足 | 3. どちらかといえば不満 | 4. 不満 |
|-------|---------------|---------------|-------|

ご家族や友達とのかかわりについておたずねします

問 24 あなたは、ご家族の方と次のようなことをすることがありますか(それぞれ、○はひとつだけ)。

	ほぼ毎日	週に3~4回	週に1~2回	月に1~2回	めったにない
(1) 学校生活の話をする	1	2	3	4	5
(2) 将来や進路のことについて話す	1	2	3	4	5
(3) 政治経済・社会問題などのニュースの話をする	1	2	3	4	5
(4) テレビ番組(ニュースをのぞく)の話をする	1	2	3	4	5
(5) いっしょに料理をする	1	2	3	4	5
(6) いっしょに外出をする	1	2	3	4	5

問 25 あなたがよく会ったり連絡を取ったりする友達は何人ですか (○はいくつでも)。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 今通っている学校の友達 | 5. アルバイトなどの職場の友達 |
| 2. 小・中学校で一緒だった友達 | 6. インターネットを通じてできた友達 |
| 3. スポーツチームや部活動(クラブ)の友達 | 7. とくに仲の良い友達はいない |
| 4. 塾や予備校、習い事の友達 | |

問 26 あなたは、平日の自由時間(学校の放課後や仕事がない時)をどのようなところで、どのくらい過ごしていますか(それぞれ、○はひとつだけ)。

	毎日	週に3~4日	週に1~2日	ほとんど・全く行かない
(1) 自分の家	1	2	3	4
(2) 祖父母などの親戚の家	1	2	3	4
(3) 友だちの家	1	2	3	4
(4) 塾・予備校や習い事	1	2	3	4
(5) 学校(部活動)	1	2	3	4
(6) 学校(部活動以外)	1	2	3	4
(7) アルバイトなどの職場	1	2	3	4
(8) 公園や広場	1	2	3	4
(9) 図書館	1	2	3	4
(10) 飲食店や商店街、ショッピングモール	1	2	3	4
(11) ゲームセンター	1	2	3	4
(12) その他()	1	2	3	4

問 27 問 26 の場所の中で、あなたが一番ほっとできる居場所はどこですか。1 つだけ選んで、その番号を () 内に書いてください。ほっとできる居場所がない場合は、「X ほっとできる居場所はない」に○をつけてください。

問 26 の場所の番号 () X ほっとできる居場所はない
--

問 28 中学校での生活について教えてください(それぞれ、○はひとつだけ)。

	とても そう思う	まあ そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	全く そう 思わない
(1) クラスの雰囲気が好きだった	1	2	3	4	5
(2) 担任の先生が好きだった	1	2	3	4	5
(3) 学校が楽しいと思っていた	1	2	3	4	5
(4) 学校の先生やクラスの友だちに挨拶をしていた	1	2	3	4	5
(5) 担任の先生を信頼していた	1	2	3	4	5
(6) クラスの友だちを信頼していた	1	2	3	4	5
(7) 学校の行事に積極的に参加していた	1	2	3	4	5
(8) 学校でよくイライラすることがあった	1	2	3	4	5

あなたの健康や普段考えていることについておたずねします

問 29 令和 2 年 4 月以降で直近の身長・体重を教えてください(枠内に数字で教えてください)。

(1) 身長				cm【小数第一位を四捨五入した整数。記入例：169】
(2) 体重				kg【小数第一位を四捨五入した整数。記入例：53】

問 30 以下の意見について、あなたはどのように思いますか。それぞれあなたのお考えに最も近いものを教えてください(それぞれ、○はひとつだけ)。

	とても そう思う	そう思う	あまり そう 思わない	そう 思わない
(1) 頑張れば、むくわれる	1	2	3	4
(2) 自分は価値のある人間だと思う	1	2	3	4
(3) 自分は家族に大切にされている	1	2	3	4
(4) 自分は友達に好かれている	1	2	3	4
(5) 不安を感じることはない	1	2	3	4
(6) 孤独を感じることはない	1	2	3	4
(7) 自分の将来が楽しみだ	1	2	3	4
(8) 毎日の生活が楽しい	1	2	3	4
(9) 自分のことが好きだ	1	2	3	4

問 31 あなたの現在の健康状態はいかがですか (○はひとつだけ)。

- | | | | | |
|-------|---------|--------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. ふつう | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|--------|------------|---------|

問 32 あなたは、ご自分が幸せだと思いますか (○は当てはまる点数にひとつだけ)。

- | | |
|--|--------|
| 幸せでない | たいへん幸せ |
| 0 点---1 点---2 点---3 点---4 点---5 点---6 点---7 点---8 点---9 点---10 点 | |

問 33 現在の暮らしの状況をどのように感じていますか (○はひとつだけ)。

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. 普通 | |

問 34 あなたはこれまでに、以下のような理由で、学校をやめたくなるほど悩んだことがありますか (○はいくつでも)。

※ 中途退学したことがある人は、その理由にあてはまるものも含めてお答えください。

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1. 勉強についていけない | 9. 学校とは別に他にやりたいことがある |
| 2. 遅刻や欠席などが多く進級できそうにない | 10. 授業料・教材費などの支払い |
| 3. 友人とうまくかかわれない | 11. 修学旅行や部活動等の費用の支払い |
| 4. 通学するのが面倒 | 12. 友人つきあいなどに要する費用の支払い |
| 5. 精神的に不安定 | 13. 経済的理由でのアルバイト等の時間確保による通学困難 |
| 6. 体調がすぐれない | 14. その他 () |
| 7. 問題のある行動や非行をした | 15. 学校をやめたくなるほど悩んだことはない |
| 8. いじめにあった | |

問 35 あなたが問 34 のような悩み・不安を相談するのは誰ですか (○はいくつでも)。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 親 | 7. 学校の先生やスクールカウンセラー |
| 2. 兄弟姉妹 | 8. 公的機関や民間のカウンセラー・電話相談 |
| 3. 祖父・祖母 | 9. 医療機関の医師や看護師 |
| 4. その他の家族・親戚 | 10. インターネットのサイト |
| 5. 知人や友人 | 11. その他 () |
| 6. アルバイト等の職場関係者 | 12. 相談する人はいない |

問 36 あなたは中学校を卒業するまでの間に、次のような出来事を経験しましたか。あてはまるものがあればすべて選んでください (○はいくつでも)。

- | |
|--|
| 1. 両親が離婚した |
| 2. 両親のいずれかから、突き飛ばされたり、物を投げられたり、殴られたりなど暴力をふるわれることが、しばしばあった |
| 3. 両親があなたに必要なこと (三度の食事、病気のとくに医者にみせる、あるいは必要な日用品) を用意してくれなかったことが、しばしばあった |

問37 あなたは、以下のような場所やサービスがあれば使ってみたいと思いますか
(それぞれ、○はひとつだけ)。

	とても 思っています	やや 思っています	あまり 思いません	全く 思いません
(1) (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所	1	2	3	4
(2) (家以外で) 休日にいることができる場所	1	2	3	4
(3) 学校における無料の給食サービス	1	2	3	4
(4) 家の人がいなくて、(家以外で) 低額・無料で夕ごはんを他の人と食べることができる場所	1	2	3	4
(5) 家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所	1	2	3	4
(6) 大学生のボランティアなどが、勉強を無料でみしてくれる場所	1	2	3	4
(7) (学校以外で) 進路や勉強、家族のことなどなんでも相談できる場所	1	2	3	4
(8) 低額・無料で、通信教育が受けられるサービス	1	2	3	4
(9) 家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮	1	2	3	4
(10) 仕事の紹介を受けたり、仕事を体験したりできる場所	1	2	3	4
(11) 学習や食事などを低額・無料で利用できる、特定の用途にのみ使えるクーポン券	1	2	3	4

問38 あなたが今、困っていることや悩みごとがありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

最後にもう一度、記入されていない項目がないかどうかご確認いただき、回答票のみ同封の提出用封筒(●色)に入れ封をしたうえで、保護者の方の回答とともに、返信用封筒(●色)にてご返送ください。今後ともご協力をお願いいたします。

足立区 青少年実態調査(案)

<回答にあたってのご注意>

- この質問票は、封筒の宛名のお子さんの保護者の方がお答えください。
- ご回答は、次の要領で行ってください。
 - (1) お答えは、選択肢の中から当てはまる番号に○印を付けてください。
 - (2) ご回答いただく○の数は、設問ごとに(○はひとつだけ)、(○はいくつでも)など指定しておりますので、それに合わせてご回答ください。
 - (3) 「その他」に当てはまる場合は、() 内に具体的に内容をご記入ください。
 - (4) 答えにくい質問には、無理にお答えいただかなくても結構です。
- ご記入いただいたアンケート用紙は、●色の封筒に三つ折りにして入れて封をし、同様に封をしたお子さんの●色の封筒と一緒に返送用の封筒に入れて郵送してください。
- インターネットでも回答できます。アンケート用紙と一緒にお送りした「ご協力のお願い」をご参照ください。

~~~~~個別ヒアリング、及び大学へのデータ提供に関する同意欄~~~~~

区は、①区民の皆様の実情に沿った対策を検討するため、一部のお子さんを対象に、個別にお話を伺いたく、ご連絡を差し上げる場合があります。また、②より詳細な分析を行うため、ご回答内容を個人が特定できない形で大学に提供させていただく場合があります。

上記2点についてご協力・ご賛同いただけない場合、下記にチェックを入れてください。

なお、①に関しては現時点でご協力いただける場合でも、区よりご連絡差し上げた際にお考えが変わってありましたら、その際にお断りいただいても結構です。

個別のヒアリング(①)について協力できません

大学への提供(②)について賛同しません

~~~~~

あなたの世帯のことについておうかがいします

問1 お子さんとあなた（回答者）の関係は、以下のどれに当てはまりますか。お子さんからみた続柄でお答えください（○はひとつだけ）。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1. お母さん | 3. おばあさん | 5. おじ、おばなど親族 |
| 2. お父さん | 4. おじいさん | 6. その他 |

問2 お子さんと同居しているご家族の方はどなたですか。お子さんからみた続柄でお答えください（○はいくつでも）。

- ※ ご家族とは、家計を一緒にし、ふだんひとつの家屋で生活している方を指します。
- ※ お母さんとお父さんとのご関係は、配偶関係、パートナー、内縁関係の方などを含みます。
- ※ 単身赴任・入院・入所の方を含め、家計を一緒にしたり、定期的に帰宅する方は家族に含めてください。

- | | | |
|----------------|------------|------------------------------|
| 1. お母さん | 5. お母さんの母親 | 9. お母さんまたはお父さんの兄弟・姉妹 → () 人 |
| 2. お父さん | 6. お母さんの父親 | |
| 3. 兄・姉 → () 人 | 7. お父さんの母親 | 10. その他 → () 人 |
| 4. 弟・妹 → () 人 | 8. お父さんの父親 | |

※ お子さんの兄弟・姉妹の人数には、この調査の対象であるお子さんを含みません。

問3 お子さんと同居しているご家族の中に、高齢であったり障害があったりするなど、介護が必要な方はいますか（○はひとつだけ）。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

問4 あなたは、今の地域（同じ町内会くらいの範囲）に通算で何年住んでいますか（○はひとつだけ）。

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 1. 1年未満 | 3. 5～10年未満 | 5. 20～30年未満 |
| 2. 1～5年未満 | 4. 10～20年未満 | 6. 30年以上 |

お子さんのことについておうかがいします

問5 お子さんが、小学校入学前に通っていたところをお答えください（○はひとつだけ）。

- | |
|----------------------------------|
| 1. 足立区立の認可保育所 |
| 2. 足立区内にある私立の認可保育所 |
| 3. 足立区内にある私立幼稚園 |
| 4. その他（認証保育所、足立区外の保育園・幼稚園、託児所など） |
| 5. 通っていたところはない |

問6 お子さんが通った小学校・中学校をお答えください（それぞれ、○はひとつだけ）。

※ 転校した場合は、最も長く通った学校でお答えください。

(1) 小学校

- | | | | |
|--------|------------|------------|--------|
| (1) 国立 | (2) 公立（区内） | (3) 公立（区外） | (4) 私立 |
|--------|------------|------------|--------|

(2) 中学校

- | | | | | |
|-----------|--------|------------|------------|--------|
| (1) 中高一貫校 | (2) 国立 | (3) 公立（区内） | (4) 公立（区外） | (5) 私立 |
|-----------|--------|------------|------------|--------|

問7 お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいと考えていますか。あなたのお考えに最も近いものを教えてください（○はひとつだけ）。

1. 中学まででよい	3. 短大・高専・専門学校まで	5. まだわからない
2. 高校まで	4. 大学またはそれ以上	

問8 お子さんについて、以下に関するあなたのお考えをお聞かせください（それぞれ、○はひとつだけ）。

	とてもそう思う	まあそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない	全くそう思わない
(1) 一般に、学校の授業で得た知識は、仕事をするうえで役立つ	1	2	3	4	5
(2) 子どもの教育費のためなら、教育ローン等を組むのもやむを得ない	1	2	3	4	5
(3) 子どもにはできるだけ早く働いて家計を助けて欲しい	1	2	3	4	5
(4) 子どもには、将来、親元にいてほしい	1	2	3	4	5

問 9 あなたのお子さんのここ半年くらいの行動について、お答えください。答えに自信がなくても、すべての質問に答えてください（それぞれ、○はひとつだけ）。

	あてはまる	まああてはまる	あてはまらない
(1) 他人の気持ちをよく気づかう	1	2	3
(2) おちつきがなく、長い間じっとしてられない	1	2	3
(3) 頭がいたい、おなかがいたい、きもちが悪いなどと、よくうたえる	1	2	3
(4) 他の子どもたちと、よく分け合う（おやつ・おもちゃ・鉛筆など）	1	2	3
(5) カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくある	1	2	3
(6) 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い	1	2	3
(7) 素直で、だいたい大人のいうことをよくきく	1	2	3
(8) 心配ごとが多く、いつも不安なようだ	1	2	3
(9) 誰かが心を痛めていたり、おちこんでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける	1	2	3
(10) いつもそわそわしたり、もじもじしている	1	2	3
(11) 仲のよい友だちが少なくとも一人はいる	1	2	3
(12) よく他の子とけんかをしたり、いじめたりする	1	2	3
(13) おちこんでしずんでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある	1	2	3
(14) 他の子どもたちから、だいたい好かれているようだ	1	2	3
(15) すぐに気が散りやすく、注意を集中できない	1	2	3
(16) 目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす	1	2	3
(17) 年下の子どもたちに対してやさしい	1	2	3
(18) よく大人に対して口答えをする	1	2	3
(19) 他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする	1	2	3
(20) 自分からすすんでよく他人を手伝う（親・先生・子どもたちなど）	1	2	3
(21) よく考えてから行動することができる	1	2	3
(22) 他の人に対していじわるをする	1	2	3
(23) 他の子どもたちより、大人という方がうまくいくようだ	1	2	3
(24) こわがりで、すぐにおびえたりする	1	2	3
(25) ものごとを最後までやりとげ、集中力もある	1	2	3

お子さんの学校のことについておうかがいします

お子さんが中学校卒業後に高等学校・専門学校など（中学校卒業後に進学の学校）に通っている方、
通ったことのある方にお聞きします。

- ※ 転学・編入学により学校を変更された場合は、現在通っている学校についてお答えください。
- ※ お子さんがすでに退学されている場合は、通っていた学校についてお答えください。
- ※ 中学校卒業以降、学校に在籍していない方は問 15 へお進みください。

問 10 お子さんの通っている（通っていた）学校の種別はどれにあたりますか（○はひとつだけ）。

- | | | |
|-------------------|-------|-------|
| 1. 公立（都道府県立、市立など） | 2. 私立 | 3. 国立 |
|-------------------|-------|-------|

問 11 お子さんの通っている（通っていた）学校の種類はどれにあたりますか（○はひとつだけ）。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1. 高等学校
（中等教育学校後期課程を含む） | 3. 特別支援学校 |
| 2. 高等専門学校 | 4. 専修学校・各種学校 |
| | 5. その他（ ） |

（1）お子さんが高等学校に通っている（通っていた）方におうかがいします。

現在通っている（通っていた）課程はどれにあたりますか（○はひとつだけ）。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| ア 全日制 | イ 定時制 | ウ 通信制 |
|-------|-------|-------|

問 12 お子さんが通っている（通っていた）学科に最も近いものはどれですか（○はひとつだけ）。

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| 1. 普通科 | 3. 農業科 | 5. 総合学科 |
| 2. 工業科 | 4. 商業科 | 6. その他（ ） |

問 13 お子さんの学校選択について、あなたは満足していますか（○はひとつだけ）。

- | | | | |
|-------|---------------|---------------|-------|
| 1. 満足 | 2. どちらかといえば満足 | 3. どちらかといえば不満 | 4. 不満 |
|-------|---------------|---------------|-------|

問 14 お子さんが上記の学校を選択したのはどのような理由からですか（○はいくつでも）。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 自宅から通いやすい | 7. 授業についていけそうだった |
| 2. 教育の質が高いと思った | 8. 合格できそうだった |
| 3. 教育方針が気に入った | 9. 上位の志望校に合格しなかった |
| 4. 学校の雰囲気よかった | 10. 近くに良い学校がなかった |
| 5. 中学校の先生にすすめられた | 11. 金銭的に選択肢がなかった |
| 6. 塾・家庭教師の先生にすすめられた | 12. その他（ ） |

あなたのご家庭での生活についておうかがいします

問 15 あなたの家の生計を立てているのは主にどなたですか。

お子さんからみた続柄でお答えください（○はひとつだけ）。

※ 生計を立てている方が複数いる場合は、最も多く家計を負担している人をお答えください。

※ 主に仕送りで生計を立てている方は、その仕送りを主にして求めている人をお答えください。

1. お母さん	5. 他の家族や親戚
2. お父さん	6. 年金などを受けている
3. お子さん自身	7. 生活保護などを受けている
4. お子さんの兄弟・姉妹	8. その他（ ）

問 16 前年（2019年）のあなたの家族全員の収入の合計額は、税込みでおよそいくらでしたか。

公的な援助手当（児童手当等）を含めた額をお答えください。（○はひとつだけ）。

※ 家族とは、問3でお聞きした方々のことです。

※ 収入には、働いて得た給料だけでなく、株式配当や副収入を含めて合計してください。

1. 50万円未満	8. 600～700万円未満
2. 50～100万円未満	9. 700～800万円未満
3. 100～200万円未満	10. 800～900万円未満
4. 200～300万円未満	11. 900～1000万円未満
5. 300～400万円未満	12. 1000万円以上
6. 400～500万円未満	13. わからない
7. 500～600万円未満	

問 17 次の公的年金や社会保障給付金のうち、あなたの世帯で現在受給しているものを選んでください（○はいくつでも）。

1. 児童手当	5. 年金（遺族年金、老齢年金、障害年金など）
2. 児童育成手当	6. 生活保護
3. 児童扶養手当	7. その他（ ）
4. 特別児童扶養手当	8. 受給しているものはない

問 18 次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか（○はいくつでも）。

1. 子どもの年齢に合った本	9. 電子レンジ
2. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	10. 電話（固定電話・携帯電話を含む）
3. 子どもが自宅で勉強をすることができる場所	11. インターネットにつながるパソコン
4. 洗濯機	12. 新聞の定期購読（ネット含む）
5. 炊飯器	13. 世帯専用のおふろ
6. 掃除機	14. 世帯人数分のベッドまたは布団
7. 暖房機器	15. 急な出費のための貯金（5万円以上）
8. 冷房機器	16. あてはまるものはない

問 19 次の費用のうち、過去 1 年間に経済的理由のために支払いができなかったことはありますか
(○はいくつでも)。

1. 学校の遠足・課外授業の参加費	8. 水道代
2. 学校での教材費	9. 電話代(固定電話・携帯電話を含む)
3. 学校の給食費	10. 公的年金・公的健康保険・公的介護保険の 保険料支払い
4. 家賃	11. 通勤や通学に使うバスや電車の料金
5. 住宅ローン	12. あてはまるものはない
6. 電気代	
7. ガス代	

問 20 現在の暮らしの状況をどのように感じていますか (○はひとつだけ)。

1. 大変ゆとりがある	4. やや苦しい
2. ややゆとりがある	5. 大変苦しい
3. 普通	

お子さんのお母さまとお父さまについておうかがいします

問 21 お子さんのお母さま、お父さまが最後に通った(または在学中の)学校は、次のどちらにあたりますか(それぞれ、○はひとつだけ)。

お母さま		お父さま	
1. 中学校	5. 短期大学・高専	1. 中学校	5. 短期大学・高専
2. 高等学校	6. 大学	2. 高等学校	6. 大学
3. 専門学校(中卒)	7. 大学院	3. 専門学校(中卒)	7. 大学院
4. 専門学校(高卒)	8. わからない	4. 専門学校(高卒)	8. わからない

問 22 お子さんのお母さま、お父さまの現在の就業状況を教えてください(それぞれ、○はひとつだけ)。

※ 現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事の番号を選んでください。

※ お子さんのお母さま、お父さまがご不在で分からない場合は空欄とし、問●にお進みください。

お母さま	お父さま
1. 勤め(常勤・正規職員)	1. 勤め(常勤・正規職員)
2. 勤め(パート・アルバイト・非正規職員)	2. 勤め(パート・アルバイト・非正規職員)
3. 自営業・家業	3. 自営業・家業
4. 内職	4. 内職
5. その他の職業	5. その他の職業
6. 仕事をしていない	6. 仕事をしていない

(1) 問 22 で【6. 仕事をしていない】を選んだ方にうかがいます。

現在の状況は次のどれに最も近いですか(それぞれ、○はひとつだけ)。

お母さま	お父さま
(1) 仕事を探している	(1) 仕事を探している
(2) 仕事を探していない(家事専業)	(2) 仕事を探していない(家事専業)
(3) 仕事を探していない(学生・その他)	(3) 仕事を探していない(学生・その他)

(2) 問 22 で【1. 勤め (常勤・正規職員)】【2. 勤め (パート・アルバイト・非正規職員)】【3. 自営業・家業】【4. 内職】【5. その他の職業】を選んだ方にうかがいます。
平日の日中以外の勤務がありますか (それぞれ、○はいくつでも)。

お母さま	お父さま
(1) 早朝 (5～8時)	(1) 早朝 (5～8時)
(2) 夜勤 (20～22時)	(2) 夜勤 (20～22時)
(3) 深夜勤 (22～5時)	(3) 深夜勤 (22～5時)
(4) 土曜出勤	(4) 土曜出勤
(5) 日曜・祝日出勤	(5) 日曜・祝日出勤
(6) その他 ()	(6) その他 ()
(7) 平日の日中以外の勤務はない	(7) 平日の日中以外の勤務はない

あなたのことについておうかがいします

問 23 あなたの住む地域 (同じ町内会くらいの範囲) の人々について、どのように思いますか (それぞれ、○はひとつだけ)。

	そう思う	どちらかという そう思う	どちらとも いえない	どちらかという そう思わない	そうは思わない
(1) この地域の人々は信頼できる	1	2	3	4	5
(2) この地域の人々は結束が強い	1	2	3	4	5
(3) この地域の人々は喜んで近所の人を手助けする	1	2	3	4	5

問 24 あなたは、趣味のサークルやスポーツクラブ、市民団体、町内会・自治会などの組織に所属していますか (○はひとつだけ)。所属している方はその数も教えてください。

1. はい → () つ 2. いいえ

問 25 あなたには、本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいますか (○はひとつだけ)。

1. いる 2. いない

(1) 問 25 で「いる」と答えた方にお聞きします。それは誰 (どこ) ですか。 (○はいくつでも)。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 配偶者・パートナー | (7) 学校の先生やスクールカウンセラー |
| (2) 自分の親 | (8) 公的機関や民間のカウンセラー・電話相談 |
| (3) 配偶者・パートナーの親 | (9) 医療機関の医師や看護師 |
| (4) きょうだい・その他の親戚 | (10) インターネットのサイト |
| (5) 知人や友人 | (11) その他 () |
| (6) 職場関係者 | |

問 26 あなたの現在の健康状態はいかがですか (○はひとつだけ)。

- | | | | | |
|-------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. ふう | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|-------|------------|---------|

問 27 あなたは、ご自分が幸せだと思いますか (○は当てはまる点数にひとつだけ)。

幸せでない	たいへん幸せ
0点---1点---2点---3点---4点---5点---6点---7点---8点---9点---10点	

問 28 次のそれぞれの質問について過去1か月の間にどのくらいの頻度で感じましたか (それぞれ、○はひとつだけ)。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	全くない
(1) 神経過敏に感じましたか	1	2	3	4	5
(2) 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
(3) そわそわしたり、落ちつきなく感じましたか	1	2	3	4	5
(4) 気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか	1	2	3	4	5
(5) 何をするのも骨折りだと感じましたか	1	2	3	4	5
(6) 自分は価値のない人間だと感じましたか	1	2	3	4	5

問 29 あなたが15歳の頃の、あなたのご家庭の暮らし向きについて、最も近いのはどれですか (○はひとつだけ)。

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 大変ゆとりがあった | 4. やや苦しかった |
| 2. ややゆとりがあった | 5. 大変苦しかった |
| 3. 普通 | |

問 30 あなたは中学校を卒業するまでの間に、次のような出来事を経験しましたか。あてはまるものがあればすべて選んでください (○はいくつでも)。

- | |
|--|
| 1. 両親が離婚した |
| 2. 両親のいずれかから、突き飛ばされたり、物を投げられたり、殴られたりなど暴力をふるわれることが、しばしばあった |
| 3. 両親があなたに必要なこと (三度の食事、病気のとくに医者にみせる、あるいは必要な日用品) を用意してくれなかったことが、しばしばあった |

問 31 あなたは過去1年間に、配偶者・パートナーから次のようなことをされたことがありますか (それぞれ、○はひとつだけ)。

	2回以上あった	1回あった	全くなかった
(1) ぶじょくされたり、ののしられたり、どなられたりした	1	2	3
(2) げんこつでたたかれたり、けられたり、なぐられたりした	1	2	3

公的支援の利用状況についておうかがいします

問 32 封筒の宛名のお子さんについて、これまでに以下の支援制度等を利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものを選んでください（それぞれ、○はひとつだけ）。

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思ったことがなかった	利用したかったが、条件を満たしていないかった	利用したかったが、使いつらかった	利用時間や制度等がなかった	利用の仕方が分からなかった
(1) (学校以外で)16~17歳くらいの子どもが何でも相談できる場所	1	2	3	4	5	6
(2) 子ども食堂*1	1	2	3	4	5	6
(3) フードバンクによる食料支援*2	1	2	3	4	5	6
(4) 中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所（図書館など）	1	2	3	4	5	6
(5) 学校が実施する補講（学習支援）	1	2	3	4	5	6
(6) 学校以外が実施する学習支援	1	2	3	4	5	6

*1 子どもたちの食の支援、居場所の支援等を目的に、民間団体などが無料または格安で食事を提供している場所。

*2 まだ食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を、NPOなどが食品メーカー等から引き取って、福祉施設や支援を必要とする人へ無料で提供する活動。

問 33 あなたが今、困っていることや悩みごとがありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

最後にもう一度、記入されていない項目がないかどうかご確認いただき、回答票のみ同封の提出用封筒（●色）に入れ封をしたうえで、お子さんの回答とともに、返信用封筒（●色）にてご返送ください。今後ともご協力をお願いいたします。

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・**情報連絡事項** >

件名	令和3年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について							
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課							
内容	<p>認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施した。</p> <p>1 利用申込対象施設</p> <p>(1) 区立・私立認可保育所 (2) 区立・私立認定こども園（長時間利用） (3) 地域型保育（家庭的保育・小規模保育）</p> <p>2 利用申込案内の配布</p> <p>(1) 開始日 令和2年10月26日（月）から</p> <p>(2) 配布場所</p> <table border="1" data-bbox="504 1176 1441 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="509 1182 948 1258">配布場所</th> <th data-bbox="952 1182 1436 1258">配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="509 1265 948 1397">子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td data-bbox="952 1265 1436 1534" rowspan="2">開庁日の午前8時30分から 午後5時15分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 1404 948 1534">足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 1541 948 1671">区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td data-bbox="952 1541 1436 1671">開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用申込受付</p> <p>(1) 受付期間 令和2年11月17日（火）～12月1日（火） ※ 11月23日（月・祝）を除く ※ 令和3年4月入所申込から令和2年11月17日（火）～11月24日（火）の期間で郵送受付を行った。</p>	配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から 午後5時15分	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで
配布場所	配布時間							
子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分から 午後5時15分							
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）								
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで							

(2) 受付場所

受付場所	○…受付可 ×…受付不可			受付時間
	平日	土	日	
区役所特設会場 ※ (中央館2階区政情報課前 ※)	○	×	○	午前9時 から 午後4時
足立福祉事務所福祉課 (千住・東部・西部・北部)	○	×	×	
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	○	○	×	

※ 11月29日、11月30日、12月1日は、中央館1階ホール

4 スケジュール

令和2年	10月26日(月)	保育施設利用申込案内の配布開始
	11月6日(金)	施設・年齢毎の募集人数公開
	11月17日(火)	利用申込受付開始
	12月1日(火)	利用申込受付締切
	12月～	利用調整
令和3年	2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

5 周知方法

- (1) あだち広報10月25日号に案内記事を掲載
- (2) 足立区ホームページに掲載
- (3) 保育所、足立福祉事務所福祉課、保健センター、区民事務所、子育てサロン、住区センター、図書館等に案内ポスターを掲示

6 保育コンシェルジュによる相談

令和3年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

- (1) 区役所での相談(10月15日から12月1日は特設会場設置)
- (2) 子育てサロン、足立福祉事務所福祉課(千住、東部、西部、北部)での出張相談

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区学童保育室整備計画」の見直しについて									
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課									
内容	<p>学童保育室における待機児童解消に向けて、令和2年3月に策定した「足立区学童保育室整備計画」に基づき、学童保育室の整備を進めている。学童保育の需要（学童保育室申請数）と供給（同受入可能数）にアンバランスが生じないように、直近の開発動向や申請状況等の実績を踏まえ、毎年度見直しをすることとしていることから、以下の通り見直しを行う。</p> <p>1 策定方法</p> <p>(1) 計画期間 令和3年度～7年度</p> <p>(2) 需要の予測手順</p> <p>ア 区内33地区に細分化して需要数を算出する。</p> <p>イ 令和3年度の申請状況を反映させる。</p> <p>ウ 申請見込人数は、地区内の住民基本台帳人口から小学校学齢人口を予測のうえ、これまでの学童保育室への申請率を勘案して求める。</p> <p>エ 低学年（特に1・2年生）の待機児童が多く見込まれる地域の待機児童解消を優先的に進めていく。</p> <p>オ 今後の開発動向を把握する。</p> <p>2 スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月～12月</td> <td>地区別の在籍状況や退室状況等の実績分析</td> </tr> <tr> <td>1月～2月</td> <td>令和3年度の申請状況を含めて整備計画を見直し</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>議会報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方針</p> <p>整備計画に基づき、実績を踏まえた学童保育室の整備を進めていく。</p>		日程	実施内容	10月～12月	地区別の在籍状況や退室状況等の実績分析	1月～2月	令和3年度の申請状況を含めて整備計画を見直し	3月	議会報告
日程	実施内容									
10月～12月	地区別の在籍状況や退室状況等の実績分析									
1月～2月	令和3年度の申請状況を含めて整備計画を見直し									
3月	議会報告									

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	学童保育室の令和3年4月入室に向けた申請受付について								
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課								
内容	<p>学童保育室の令和3年4月入室に向けた申請受付について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 入室申請一斉受付期間及び受付場所・時間</p> <p>(1) 申請受付期間 令和2年11月9日（月）から 12月1日（火）まで ※ 上記期間後も随時受付をするが、期間内受付者の後の審査となる。</p> <p>(2) 申請受付場所・時間</p> <table border="1" data-bbox="507 1081 1364 1496"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所南館3階 (住区推進課)</td> <td>月～金曜日 8時30分～17時</td> </tr> <tr> <td>各学童保育室</td> <td>月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場 (アトリウム)</td> <td>11月22日（日） 9時～16時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 「入室申請案内」の配布場所 ア 住区推進課学童保育係（区役所南館3階） イ 各学童保育室 ウ 区ホームページからダウンロード</p> <p>2 スケジュール</p> <p>令和2年 10月23日（金）…「入室申請案内」配布開始 11月 9日（月）…入室申請一斉受付開始 12月 1日（火）…入室申請一斉受付締切</p> <p>令和3年 2月19日（金）…入室承認(不承認)通知発送</p>	受付場所	時間	区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 8時30分～17時	各学童保育室	月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)	区役所特設会場 (アトリウム)	11月22日（日） 9時～16時
受付場所	時間								
区役所南館3階 (住区推進課)	月～金曜日 8時30分～17時								
各学童保育室	月～土曜日 13時30分～18時 (第1希望の学童保育室に提出)								
区役所特設会場 (アトリウム)	11月22日（日） 9時～16時								


3 周知方法

- (1) 区ホームページ、あだち広報10月25日号に案内記事を掲載。
- (2) 小学校、保育園、幼稚園、こども支援センターげんき、障がい福祉センター、区民事務所、住区センターに案内ポスターを掲示。

令和2年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和2年12月24日

< 審議事項・報告事項・**情報連絡事項** >

<p>件名</p>	<p>民設学童保育室の新設について</p>						
<p>所管部課</p>	<p>地域のちから推進部 住区推進課</p>						
<p>内容</p>	<p>令和2年3月策定の「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和3年4月1日に民設学童保育室3か所の開設を予定している。 これらについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 民設学童保育室の選考状況について 令和3年4月開設に向け3地域で公募を行った。</p> <p>(1) 応募・審査件数</p> <table border="0"> <tr> <td>千寿小学校・千寿桜小学校地域</td> <td>1事業者</td> </tr> <tr> <td>千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td> <td>1事業者</td> </tr> <tr> <td>亀田小学校・関原小学校地域</td> <td>1事業者</td> </tr> </table> <p>(2) 審査会開催日 令和2年8月25日(火)</p> <p>(3) 運営予定事業者</p> <p>ア 千寿小学校・千寿桜小学校地域</p> <p>(ア) 名称 特定非営利活動法人子ども支援ホーム (イ) 法人所在地 埼玉県川口市中青木一丁目9番18号103号 (ウ) 設置予定地 足立区千住中居町17番18号2階 (エ) 定員 42名 (オ) 案内図 (★印)</p>  <p>(カ) 選定理由等 基準となる総合評価点数の6割を超える点数を獲得した。特に職員体制や子どもの育成支援についての評価が高く、異議なく選定された。</p>	千寿小学校・千寿桜小学校地域	1事業者	千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	1事業者	亀田小学校・関原小学校地域	1事業者
千寿小学校・千寿桜小学校地域	1事業者						
千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	1事業者						
亀田小学校・関原小学校地域	1事業者						

イ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域

- (ア) 名 称 株式会社キッズホーム薬（らん）
(イ) 法人所在地 千葉県市川市妙典二丁目4番12号
(ウ) 設置予定地 足立区千住寿町4番（住居番号未定）
(エ) 定 員 40名
(オ) 案 内 図

(★印)



- (カ) 選定理由等

基準となる総合評価点数の6割を超える点数を獲得した。特に危機管理対策や子どもの育成支援についての評価が高く、異議なく選定された。

ウ 亀田小学校・関原小学校地域

- (ア) 名 称 エルシーワークス株式会社
(イ) 法人所在地 埼玉県さいたま市南区南本町一丁目2番6号
三雄ビル4階
(ウ) 設置予定地 足立区関原三丁目38番34号
(エ) 定 員 40名
(オ) 案 内 図

(★印)



- (カ) 選定理由等

基準となる総合評価点数の6割を超える点数を獲得した。特に学童保育室の施設面や衛生管理についての評価が高く、異議なく選定された。

2 今後の方針

民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和3年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。